

消 防 計 画

第 1 章 総 則

(趣 旨)

この計画は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 4 条第 2 項第 15 号、市町村消防計画の基準（昭和 41 年消防庁告示第 1 号）に基づき、遠野市消防本部の実情を踏まえて、あらゆる災害に対処できるように、組織及び施設の充実を図るとともに、消防の業務計画並びに災害の防除及び災害による被害を軽減するために必要な全体計画を定めるものとする。

(計画の基本的事項)

第 1 消防計画は、市が定める地域防災計画の内容と密接な関連性を保ち、消防活動の万全を期するため、次の事項を基本とするものとする。

- (1) 消防機関独自の活動のための計画であり、市の地域防災計画と複合する部分については整合性を図り、消防機関として対処できること。
- (2) 社会経済の進展により、災害の態様が複雑多岐になっているので、適切な防ぎょ行動が取れるよう具体的な事前対策であること。
- (3) 火災、その他の災害発生前における予防、警戒、又は発生後における教訓を活かした周到な計画とし、消防指針とするものであること。
- (4) 消防活動の成果を挙げるため、災害に対処できる人員と施設を整備拡充し、消防体制の万全を期すものであること。
- (5) 消防機関の活動組織の明確化、災害情報活動の統制、応援協定に基づく応援体制及び受援体制の確立等災害対策に必要な事項を定め、大規模災害にも対処できること。

(消防計画の大綱)

第 2 消防計画は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 1 条に定める任務を遂行するため、あらゆる災害に対処し得る計画であり、その大綱は次のとおりである。

- (1) 組織計画に関すること。
- (2) 消防力等の整備計画に関すること。
- (3) 調査計画に関すること。
- (4) 消防職員、消防団員の教育訓練計画に関すること。
- (5) 災害の予防、警戒及び防ぎょに関すること。
- (6) 災害時の避難、救助及び救急に関すること。
- (7) 消防応援計画に関すること。
- (8) 消防受援計画に関すること。

(用語の意義)

第 3 この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管内 遠野市消防本部及び遠野消防署の設置に関する条例第 4 条に定める、遠野市消防本部の管内をいう。
- (2) 警防業務 警防調査、警防計画の作成、警防訓練、自衛消防組織等の訓練指導、消防機械器具の点検整備、その他これに類するものをいう。

- (3) 警防活動 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに実施する災害の防除、警戒、鎮圧若しくは被害の拡大を防止する活動及び人命の救急救助活動をいう。
- (4) 警防体制 警防活動を円滑に推進するため、消防職員及び消防機械器具の確保、出場の準備等に必要な体制をいう。
- (5) 消防職員 消防組織法第4条第2項第5号に定めるもので、消防本部に勤務する消防吏員及びその他の職員をいう。
- (6) 通常災害 平常時の勤務体制で防ぎよ活動ができる災害をいう。
- (7) 非常災害 通常災害以外の大規模な災害をいう。
- (8) 通常警防体制 通常災害時における警防体制をいう。
- (9) 特別警防体制 非常災害時における警防体制で、災害が発生し、又は発生するおそれが高く、通常警防体制では対応できない事象に対処するため、職員の動員及び消防隊等の増強を必要とするもの。
- (10) 特別警備 特殊な催物の開催等に際し、災害発生の未然防止を図るとともに、災害が発生した場合における人的・物的被害を最小限にとどめるため、総合的な対策を樹立して実施する警備をいう。
- (11) 警防本部 特別警防体制が発令されたとき、消防本部に設置する災害活動組織の総括本部。
- (12) 署隊本部 特別警防体制が発令されたとき、消防署に設置する災害活動組織の総括本部。
- (13) 所属長 消防本部の課長、消防署長及び出張所長をいう。
- (14) 消防隊 消防ポンプ自動車、水槽付きポンプ自動車、その他消防用車両及び消防隊員等で編成したものをいう。
- (15) 救助隊 救助工作車及び救助隊員等で編成する隊をいう。
- (16) 救急隊 救急自動車又は救急隊員等で編成する隊をいう。
- (17) 消防隊等 署指揮隊、消防隊、救助隊、救急隊及び出張所隊、その他の隊をいう。
- (18) 消防部隊 複数の消防隊等が連携して消防活動を行う場合で、指揮活動を行う指揮隊の下に編成される部隊をいう。
- (17) 小隊長 車両単位で編成された隊で、指揮者は消防士長以上の階級にある職員又は消防署長が指名した職員等をもって充てる。
- (19) 中隊長 2小隊以上4小隊以下で編成された隊で、指揮者は、消防司令補以上の階級にある職員又は消防署長が指名した職員等をもって充てる。
- (20) 大隊長 遠野市消防本部においては、消防署長をもって充てる。
- (21) 署指揮隊 消防署が設置する指揮隊で、消防署の主査以上3名で編成する隊をいう。
- (22) 現場指揮者 現場指揮者は現場臨場の上位階級者で、災害活動等を指揮する現場最高責任者をいう。
- (23) 現場指揮本部 現場指揮者が災害現場で消防活動全般を統括する災害現場の指揮本部をいう。
- (24) 現場指揮本部長 火災等の災害現場に設置する現場指揮本部の長で、消防部隊を統括する現場最高責任者をいう。
- (25) 各級指揮者 警防活動時、所属長以外の各隊長（小隊長、中隊長）をいう。

- (26) 前進指揮所 大規模災害又は活動範囲が広い現場で、部隊の指揮が難しい場合に設置するもので、活動拠点となる指揮所をいう。
- (27) 局面指揮 人命検索、救助、消火、排煙、水損防止等で災害局面の具体的指揮をいう。
- (28) 特命出場 消防長が特別に必要と認めた消防隊等を出場させることをいう。
- (29) 大規模災害 地震災害等で通常の人員では対応できず、動員を必要とする災害で、消防長が認めたものをいう。
- (30) 消火活動優先地域 地震時等において火災による延焼危険が高いと予想される地域をいう。
- (31) 中高層建築物 3階建て以上又は10m以上の建築物をいう。
- (32) 震災 地震により発生する災害をいう。
- (33) 震災警戒体制 地震の発生危険に関する情報等の収集を行う体制及び地震発生時における地震災害を警戒する体制をいう。
- (34) 震災警防活動 震災による被害を軽減するため、消防機関が行う活動をいう。
- (35) 震災警防計画 組織の機能及び震災時における組織の機能及び消防隊等が震災警防活動を効果的に実施できるよう、震災警防活動の基本を定めた計画をいう。
- (36) 参集 自ら集まることをいう。
- (37) 召集 命令によって集められることをいう。

(警防会議)

第4 この消防計画が、社会情勢の変化に応じて円滑に運用することができるよう、消防本部に警防会議を置き重要事項を審議するものとし、会議は必要に応じて消防総務課長が召集する。

(警防会議の構成)

第5 警防会議の構成員は、消防司令補以上とし、消防団にあつては分団長以上の階級にあるものとする。

(消防計画の修正)

第6 この計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

第2章 組織計画

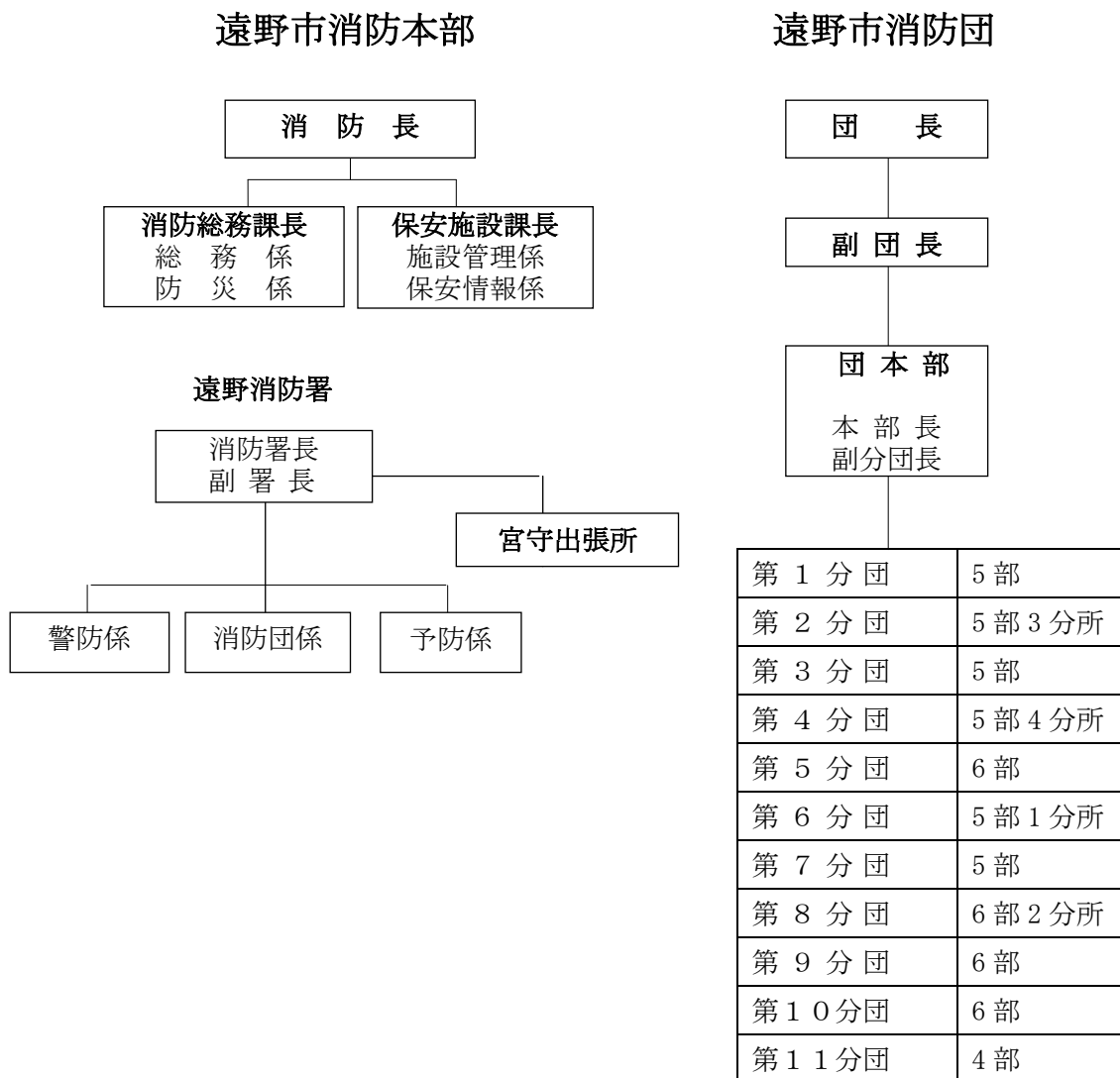
(趣旨)

この計画は、通常警防体制及び特別警防体制における消防機関としての組織機構を定めるものとする。

第1節 組織及び事務機構

(通常時の組織)

第1 通常時の組織機構は次のとおりとする。



(通常時の事務)

第2 通常時の事務機構

(1) 消防本部

| | | | | |
|---------------|----------|---------|----------|---|
| 消防 総務 課 | 課長 補佐 | 総務 係 | 係長 係員 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 公印に関する事。 (2) 文書事務の指導並びに文書収発、保存及び廃棄に関する事。 (3) 告示、訓令、協定、通達等の調整に関する事。 (4) 消防組織及び制度に関する事。 (5) 事務能率の改善に関する事。 (6) 職員の任免、配置及び派遣に関する事。 (7) 勤務制度その他勤務条件に関する事。 (8) 職員の装備被服等の支給及び貸与に関する事。 (9) 職員の教育、研修及び勤務成績に関する事。 (10) 職員の表彰に関する事。 (11) 消防職員委員会に関する事。 (12) 職員の服務規律及び分限並びに懲戒に関する事。 (13) 職員に係る諸証明に関する事。 (14) 職員の福利厚生に関する事。 (15) 公務災害補償に関する事。 (16) 消防長会、消防学校その他関係機関との連絡に関する事。 (17) 儀式に関する事。 (18) 消防本部行事及び会議に関する事。 (19) 課内の庶務並びに消防本部各課及び消防署の分掌に属しない事項に関する事。 |
| | | 防災 係 | 係長 係員 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 消防防災行政の基本構想に関する事。 (2) 重要施策の企画及び調査に関する事。 (3) 事務事業の総合調整に関する事。 (4) 自主防災組織に関する事。 (5) コミュニティ防災資機材等の管理に関する事。 (6) 災害警戒本部の設置に関する事。 (7) 地震、風水害その他の地域災害被害の集計及び報告に関する事。 (8) 消防年報等の消防本部統計に関する事。 (9) 総合防災センターの整備運用に関する事。 (10) 議会に係る消防本部各課及び消防署との連絡調整に関する事。 (11) 遠野市各課と消防本部の政策事務の調整に関する事。 (12) 防災ボランティアの育成及び指導に関する事。 |

| | | | | |
|-------|----------|-------|----|---|
| 保安施設課 | 課長 補佐 | 保安情報係 | 係長 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 法令に基づく危険物の規制及び保安に関すること。 (2) 危険物施設の設置に関すること。 (3) 危険物の査察指導に関すること。 (4) 危険物貯蔵等の許認可に関すること。 (5) 危険物施設防火団体の育成及び指導に関すること。 (6) 危険物関係各種資格試験、講習等に関すること。 (7) 火薬類の規制に関すること。 (8) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関すること。 (9) 電気用品安全法(昭和 36 年法律第 234 号)に関すること。 (10) ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)に関すること。 (11) 消防計画の策定及び消防業務の企画調整に関すること。 |
| | | 保安情報係 | 係員 | <ul style="list-style-type: none"> (12) 通信指令(管制)業務に関すること。 (13) 消防通信施設及び指令室の整備及び維持管理に関すること。 (14) 災害弱者緊急通報システムに関すること。 (15) 災害出動部隊の連絡調整に関すること。 (16) 緊急消防援助隊に関すること。 (17) 消防相互応援協定に関すること。 (18) 電子情報業務に関すること。 (19) 災害広報業務に関すること。 (20) 防災行政無線の運用に関すること。 |
| | | 施設管理係 | 係長 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 消防防災施設等整備計画の申請及び事業の実施に関すること。 (2) 庁舎及び附属施設の維持管理に関すること。 (3) 消防機器及び消防装備品等の維持管理に関すること。 (4) 契約並びに物品の調達及び管理に関すること。 (5) 消防本部、消防署及び出張所の管財に関すること。 (6) 車両の維持管理、運行管理、安全管理等及び事故処理に関すること。 (7) 消防水利及び水利計画に関すること。 |
| | | 施設管理係 | 係員 | <ul style="list-style-type: none"> (8) コミュニティ消防センターの維持管理に関すること。 (9) 開発行為承認に関すること。 (10) 課内の庶務に関すること。 |

(2) 消防署

| | | | | |
|-------|------|------|----|--|
| 遠野消防署 | 消防署長 | 警防係 | 係長 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 消防戦術及び消防部隊の運用の管理に関する事。 (2) 消防活動に係る訓練及び演習に関する事。 (3) 消防活動の安全管理に関する事。 (4) 消防警戒区域立入証の交付等に関する事。 (5) 消防訓練及び救急救助訓練に関する事。 (6) 水火災の防衛及び警戒に関する事。 (7) 消防隊の指揮統制に関する事。 (8) 機関員の技術指導に関する事。 (9) 消防本部車両の運行管理、安全管理等に関する事。 (10) 通信業務に関する事。 (11) 消防隊及び救急救助隊の運用に関する事。 (12) 救急救助資機材の管理に関する事。 (13) 救急医療機関及び関係機関との連絡調整に関する事。 (14) 応急手当普及啓発推進に関する事。 (15) 火災その他災害の情報収集及び伝達に関する事。 (16) 火災の原因及び損害の調査及び報告に関する事。 |
| | 副署長 | | 係員 | <ul style="list-style-type: none"> (17) たき火又は喫煙の制限区域の指定に関する事。 (18) 建築物、工作物等の火災及び人命危険の予防措置等に関する事。 (19) 消防活動計画及び警防査察に関する事。 (20) 気象観測及び警報発令に関する事。 (21) 消防法(昭和23年法律第186号)第9条の3の届出の受理に関する事。 (22) 遠野市火災予防条例(平成17年遠野市条例第158号)第45条の規定による届出の受理に関する事。 (23) 火災統計、救急救助統計及び消防情報の報告に関する事。 (24) 警防計画、救急救助業務計画及び調査に関する事。 (25) 地震、風水害その他の災害による被害の調査に関する事。 (26) 水利施設の点検に関する事。 (27) 管轄区域の火災、救急業務その他の災害事案の証明に関する事。 |
| | | 消防団係 | 係長 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 消防署の事務事業等の計画及び総合調整に関する事。 (2) 消防団組織に関する事。 (3) 消防団員の人事、服務、教養、損害補償等に関する事。 (4) 消防団の儀式及び行事に関する事。 |
| | | | 係員 | <ul style="list-style-type: none"> (5) 消防団車両の運行管理及び安全管理に関する事。 (6) 消防団に係る叙位、叙勲及びほう賞に関する事。 (7) 消防団の公務災害補償に関する事。 |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | <ul style="list-style-type: none"> (8) 消防協会に係る事務に関する事 (9) 公印の管理に関する事。 (10) 消防署に属する予算経理に関する事 (11) 消防署に属する文書の収発及び保存に関する事。 (12) 消防署の職員の研修に関する事。 (13) 出張所との事務連絡調整に関する事。 (14) 消防署内の行事及び会議に関する事。 (15) 消防署の庶務及び他の係に属しない事務に関する事。 |
| | | <p style="text-align: center;">予 防 係</p> <p style="text-align: center;">係 長</p> <p style="text-align: center;">係 員</p> | <ul style="list-style-type: none"> (1) 火災予防行政の総合企画及び調査研究に関する事。 (2) 立入検査及び違反処理に係る事務に関する事。 (3) 遠野市火災予防条例に関する事。 (4) 防火対象物定期点検報告制度に関する事。 (5) 建築確認等の同意事務に関する事。 (6) 自主点検報告表示制度に関する事。 (7) 防火対象物の火災予防措置及び違反処理に関する事。 (8) 防火対象物の消防計画及び防火管理に関する事。 (9) 消防用設備等の着工及び設置の届出による事務に関する事。 (10) 消防用設備等の点検報告に係る事項の処理に関する事。 (11) 防火対象物台帳管理に関する事。 (12) 火災予防広報に関する事。 (13) 住宅防火対策に関する事。 (14) 遠野市火災予防条例第 23 条第 1 項ただし書の承認に関する事。 (15) 法令に基づく許可、承認、検査、届出等の受理に関する事。 (16) 火気使用設備及び器具に関する事。 (17) 遠野市火災予防条例第 43 条及び第 44 条の規定による届出並びに第 46 条及び第 47 条の規定による届出並びに指定数量未満の危険物又は指定可燃物のタンクの水張検査及び水圧検査に係る事項の処理に関する事。 (18) 婦人消防協力隊、幼年消防クラブ、少年消防クラブその他防火防災団体の育成及び指導に関する事。 (19) 防火管理者の育成及び指導に関する事。 (20) 予防統計に関する事。 |

(3) 出張所

| | | | |
|-----|------|--------|---|
| 出張所 | 出張所長 | 出張所長 | <ol style="list-style-type: none"> 1 消防署の事務の連絡調整に関する事。 2 出張所内行事及び会議に関する事。 3 出張所職員の旅行命令、時間外命令に関する事。 |
| | | 消防団担当 | <ol style="list-style-type: none"> 1 出張所に属する文書の収発及び保存に関する事。 2 消防団の儀式に関する事。 3 出張所に属する予算経理に関する事。 4 出張所内の庶務及び他の係並びに消防署に属さない事務に関する事。 5 消防署からの特定事務に関する事。 6 公印の管理に関する事。 |
| | | 警防担当 | <ol style="list-style-type: none"> 1 消防活動に係る訓練及び演習に関する事。 2 消防活動の安全管理に関する事。 3 軽易な火災の原因及び損害額の調査に関する事。 4 消防訓練及び救急救助訓練に関する事。 5 水火災の防御及び警戒に関する事。 6 消防隊救急救助隊の運用に関する事。 7 救急救助資機材の管理に関する事。 8 消防統計及び救急救助統計の調整及び資料の収集に関する事。 |
| | | 予防担当 | <ol style="list-style-type: none"> 1 火災予防広報に関する事。 2 婦人消防協力隊、その他防火団体の育成及び指導に関する事。 3 通信業務に関する事。 4 地水利の調査に関する事。 5 地震、風水害、その他の災害による被害の調査に関する事。 6 ガス等の貯蔵、条例等に基づく届出事項の受理に関する事。 |
| | | 保安施設担当 | <ol style="list-style-type: none"> 1 保安施設課からの特定事務に関する事。 |
| | | | |

(4) 消防団

| | | | | |
|-----|-------|-----------------|---|--|
| 団本部 | 団 長 | (1) | 総括 | |
| | 副 団 長 | (2) | 団長補佐（庶務・警防・予防） | |
| | 本 部 長 | (1) | 団事務総括 | |
| | 副分団長 | (1) 〔訓練指導員〕 | 1 本部長を補佐すること。 2 訓練指導員の統率、消防技術、指揮要領の向上に関する事 3 団員に必要な基礎的知識、技術、規律の保持に関する事 4 団員の訓練指導教育に関する事。 | |
| | 部 長 | 庶務部会 | 部 長 | 1 団員の任務、服務、賞罰その他人事に関する事。 2 予算及び経理に関する事。 3 団員の福利厚生に関する事。 4 団事務の総合調整に関する事。 5 儀式に関する事。 |
| | | 警防部会 〔訓練指導員〕 | 部 長 | 1 水、火災防ぎよ及び警戒に関する事。 2 消防水利の調査保全に関する事。 3 消防機械器具の整備点検に関する事。 4 その他警防、訓練に関する事。 5 消防技術・指揮要領の向上に関する事。 6 団員に必要な基礎的知識、技術、規律の保持に関する事。 7 団員の訓練指導教育に関する事。 |
| | | 予防部会 | 部 長 | 1 火災予防の普及宣伝に関する事。 2 防火点検に関する事。 3 その他の予防に関する事。 |
| | | ランパ隊部会 | 部 長 | ランパ隊との連絡調整に関する事。 |
| | 分団本部 | 分 団 長 | (1) | 分団総括 |
| | | 副分団長 | (1) 〔訓練指導員〕 | 1 分団長を補佐すること。 2 消防技術・指揮要領の向上に関する事。 3 団員に必要な基礎的知識、技術、規律の保持に関する事。 4 訓練指導教育に関する事。 |
| 部 長 | | 庶務係 | 部 長 | 1 分団人事の内申に関する事。 2 分団予算及び経理に関する事。 3 分団員の福利厚生に関する事。 4 分団事務の調整及び団本部との連絡調整に関する事。 5 その他、他係に属さないこと。 |
| | | 警防係 | 部 長 | 1 水、火災防ぎよ及び警戒に関する事。 2 消防水利の調査保全に関する事。 3 消防機械器具の整備点検に関する事。 4 その他、警防訓練に関する事。 |
| | 予防係 | 部 長 | 1 火災予防の普及宣伝に関する事。 2 防火点検に関する事。 3 その他予防に関する事。 | |

第2節 通常災害時の部隊編成

(消防隊の編成基準)

第1 消防隊は大隊、中隊、小隊とし、次に掲げる基準により編成する。ただし、この基準により難しいときはこの限りでない。

| | 消防署所 | | 消防団 | |
|----------|--|--------------------------|-----------------|----------------|
| | 編成基準 | 隊長 | 編成基準 | 隊長 |
| 小隊 | <ul style="list-style-type: none"> ・消防隊 3名 ・消防隊 3名 ・救急隊 3名 ・救助隊は消防隊で編成する | 小隊長 消防副士長以上 | 1個部 4～5名 | 部長 |
| 中隊 | 2個小隊以上 | 中隊長 消防司令補又は 消防士長以上 | 1個分団 | 分団長 |
| 大隊 | 2個中隊以上 | 大隊長 消防司令以上 | 2個分団以上 | 副団長又は 先任分団長 |
| 大隊長(署隊長) | | 消防署長 | 団隊本部長 | 消防団長 |

(消防隊等の部隊運用)

第2 消防部隊は、消防長及び消防団長が別に指示する場合を除き、消防本部にあっては署所単位に、消防団にあっては分団単位に運用することができる。

第3節 通常警防体制及び特別警防体制

(通常警防体制)

第1 通常災害時における警防体制を通常警防体制という。

(特別警防体制)

第2 非常災害時における警防体制を特別警防体制という。

(通常警防体制の組織編成)

第3 通常警防体制の組織編成は、第4に定める特別警防体制の組織編成に準ずる。

(特別警防体制の組織編成)

第4 特別警防体制とは、非常災害時における警防体制で、災害が発生し、又は発生するおそれが高く、通常警防体制では対応できない事象に対処するために、消防職員の動員及び消防隊等の増強を必要とするもので、その組織編成は次表のとおりとする。

2 特別警防体制時の組織図は別表第1のとおり。

(1) 特別警防体制組織編成

| | 任務分掌 | 職名 | 要員 | 車両区分 | 備考 |
|----------------------|-------------------------------|----------------------------------|---------|---|--|
| 消防本部 (警防本部) | 本部長 (第3指揮体制現場指揮者) | 消防長 | 1 | | |
| | 副本部長 | 消防総務課長 | 1 | | 消防総務課長に事故あるときは、保安施設課長が兼務する。 |
| | 警防総務 | 消防総務課長(兼務) 消防総務課長補佐 消防総務課員 | 1 | 適宜 | ・市災害警戒本部又は同対策本部の事務分掌に準拠する災害活動。 ・前述に該当しない災害活動では、情報の収集、情報の記録、報道対応及び情報の配信(市部課長配信含む)。 |
| | 警防総務長 警防総務長補佐 警防総務員 | | 1 2~ | | |
| | 指令室 | | | | |
| 指令室長 室長補佐 指令室員 | 保安施設課長 保安施設課長補佐 保安施設課員 | 1 1 2 | | | |
| 消防署 (署隊本部) | 署隊長(大隊長) (第1、2指揮体制現場指揮者) | 消防署長 | 1 | 指揮1 指揮2 | ・第1、2指揮体制現場指揮者は消防署長。 ・署指揮隊は消防活動劣性時又は適宜において、災害現場では次の活動支援を行う。 ①消防活動、②救急活動、 ③救助活動 |
| | 署隊副長(署指揮隊長) | 副署長 | 1 | 指揮1 | |
| | 署指揮隊兼活動支援隊 | 署係長、主査 | 2~ | 指揮1 | |
| | 消防署隊 中隊長 3個中隊(1個中隊9名) | 当直長 | 3 27 | タンク車2号 ポンプ車3号 ポンプ車4号 救助工作車 高規格救急1 高規格救急3 | 中隊長は現場指揮者が現場到着までの間、災害現場の指揮代行を行う。 また、同現場で中隊長等の各級指揮者が複数人の場合、次の順位により指揮権が決定する。 ①上位階級の指揮者 ②管轄の指揮者 ③先着の指揮者 |
| | 出張所隊 出張所隊長 3個小隊(1個小隊4名) | 出張所長 | 1 12 | ポンプ車 高規格救急2 水防広報4号 | 出張所長は官守管内(小友含む)で火災及び必要により出動する。また、消防署長命により出動する。 |

※ 適宜とは、災害形態を勘案した車両選択

(2) 消防団 特別警防体制組織編成表

| 所属 | 要員 | 車両 | 任務分掌 |
|------|----------|-------|----------------------------|
| 団本部 | 団長、副団長 | | 消防現場指揮本部と連携、団隊の総括指揮 |
| 分団本部 | 分団長、副分団長 | 所属車両等 | 分団隊の指揮、水利統制、災害記録、筒先配備と警戒活動 |
| 分団各部 | 部長等 | 所属車両 | 人命救助、火災防ぎよ、災害防除、警戒活動 |

(特別警防体制の事務機構)

第5 特別警防体制の事務機構は次のとおりとする。

| 警防本部長 消防長 副本部長 消防総務課長 | |
|---|--|
| 任 務 | 任 務 分 掌 |
| 警 防 総 務 警防総務長 消防総務課長 警防総務長補佐 消防総務課長補佐 警防総務員 消防総務課員 | 1 市災害警戒本部に関すること。 2 市災害対策本部に関すること。 3 非常召集の伝達に関すること。 4 災害広報、災害情報収集及び災害記録に関すること。 5 県、市町村、その他関係機関との連絡調整に関すること。 6 気象注意報等の受理、伝達に関すること。 7 報道対応に関すること。 8 消防部隊の支援補給に関すること。 |
| 警防本部指令室 指令室長 保安施設課長 室長補佐 保安施設課長補佐 指令室員 保安施設課員 | 1 出場指令に関すること。 2 通信管制及び通信統制に関すること。 3 応援要請に関すること。 4 防災関係機関との連絡調整に関すること。 5 支援情報の収集とその伝達に関すること。 6 災害広報、災害情報収集及び災害記録に関すること。 |
| 署隊本部 署隊長 (大隊長) 消防署長 署隊副長(指揮隊長) 副署長 | 1 消防部隊の指揮に関すること。 2 災害実態及び部隊活動の状況把握に関すること。 3 情報収集、分析及び部隊活動の決定に関すること。 4 警防本部との連絡調整に関すること。 5 消防部隊の通信統制に関すること。 6 消防隊等の増強要請に関すること。 7 現場広報に関すること。 |

第4節 警防本部の設置

(警防本部及び署隊本部の設置)

第1 消防長は、次に掲げるときは、消防本部に警防本部を設置し、又必要により消防署に署隊本部を設置するものとする。

なお、署隊本部は単独で活動できるものとする。

- (1) 遠野市災害対策本部（以下「災対本部」という。）が設置されたとき。
 - (2) 遠野市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）が設置され、消防長が必要と認めるとき。
 - (3) 第13章火災防ぎょ計画で定めるところによる。
 - (4) 第14章地震・風水害・豪雪等警防計画で定めるところによる。
 - (5) 第16章救急救助計画で定めるところによる。
 - (6) 第17章消防応援計画、第18章遠野市緊急消防援助隊受援計画で定めるところによる。
 - (7) その他、消防長が必要と認めるとき。
- 2 警防本部及び署隊本部の編成及び規模等は、消防長が事象に応じて指定するものとする。
- 3 警防本部の開設は消防総務課長が、署隊本部の開設は消防署長が担当するものとする。
- 4 消防長又は所属長は、警防本部又は署隊本部を開設したときは、通常業務を縮小又は中断し、必要により特別警防体制の確立を図らなければならない。
- 5 所属長は、特別警防体制が発令されたときは、予想される災害の程度に応じて非番職員等(勤務を割り振られていない者、休暇中の者及び勤務外である者をいう。以下同じ。)を召集する等により、特別警防体制の強化を図らなければならない。
- 6 消防長は、災対本部又は警戒本部が縮小若しくは廃止されたとき、又は災害等が終息し、災害活動の継続が必要ないと認めたときは、警防本部及び署隊本部を縮小又は廃止するものとする。

(警防本部の組織及び任務分掌)

第2 警防本部の組織

- (1) 警防本部に警防本部長を置き、消防長をもって充てる。
- (2) 警防本部長は、警防本部を統括する。
- (3) 署隊本部に署隊長を置き、消防署長をもって充てる。
- (4) 署隊長は、署隊本部を統括する。

2 警防本部等の任務分掌

第2章第3節第5に定める特別警防体制の事務機構を準用する。

第3章 消防力等の整備計画

(趣旨)

この計画は、消防力の現勢を把握し、国が示す消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号、改正・平成17年6月消防長告示第9号）等に基づき、人員及び施設の増強等について定めるものとする。

第1節 消防力等の現況

(消防力の基準と現況)

第1 消防力の基準と現況は、次のとおりである。

別資料編による。

(消防団員の現況)

第2 消防団員の現況は、次のとおりである。

別資料編による。

(消防水利の現況)

第3 消防水利の現況は、次のとおりである。

別資料編による。

(消防機械の現況)

第4 消防機械の現況は、次のとおりである。

別資料編による。

(消防団施設の現況)

第5 消防団施設の現況は、次のとおりである。

別資料編による。

第2節 消防力等の増強及び更新

(消防団員の任命等)

第1 消防団員の任命等については、消防組織法第22条及び第23条並びに遠野市消防団に関する条例によるものとし、その取扱いについては次によるものとする。

新任消防団員の任用は、地元消防団の推薦により任用促進を図るものとする。

(消防力整備計画)

第2 消防機器、消防水利の整備については、次により行うものとする。

(1) 通信指令機器の整備は、別に定める遠野市消防本部通信指令機器更新計画に基づいた遠野市総合計画実施計画によるものとする。

(2) 車両整備は、別に定める遠野市消防車両更新計画に基づいた遠野市総合計画実施計画によるものとする。

(3) 消防機器の整備は、別に定める救急救助資機材更新整備計画に基づいた遠野市総合計画実施計画によるものとする。

(4) 消防水利の整備は、別に定める遠野市消防水利整備計画に基づいた遠野市総合計画実施計画によるものとする。

(消防器具置場等整備計画)

第3 消防資機材の保管及び消防団員詰所並びに地域住民の消防防災活動の拠点施設、地域防災の自主的活動の場として、消防屯所及びコミュニティ消防センターの整備を図るものとする。

施設整備計画については、別に定める消防施設更新計画に基づいた遠野市総合計画実施計画によるものとする。

第4章 警防計画

(趣旨)

この計画は、災害発生時において消防機関が迅速、かつ、的確な消防活動が実施できるよう、あらかじめ管内の地理、消防水利及び災害危険区域の状況を把握するため必要な調査について定める。

第1節 地理調査

(調査区分等)

第1 この調査は、消防活動に支障を及ぼすおそれのある地形等の状況を把握するため、次の区分により行うものとし、その調査区域等は消防署長が別に定めるものとする。

(1) 通常調査

定期的に次に掲げる事項を調査する。ただし新たに建造された道路、建築物若しくは施設又はこれらにかかる工事の届出があった場合には、その都度調査する。

ア 地形及び地物の状況

イ 道路及び橋の状況

ウ 建物の状況（位置、構造、延べ面積、棟数、階数）

エ 水防を要する河川、水路及び施設の状況

オ 地震時において予想される消防活動上の道路障害及び水利障害箇所

カ その他災害防ぎょ上特に注意を要する箇所

(2) 特別調査

特別な事情により、消防対策上障害となる地区が発生した場合に調査する。

2 調査結果については消防署長に報告するものとし、消防署長はそれに基づき消防職員に周知し、その他必要な措置をとる。

第2節 消防水利調査

(調査区分等)

第1 この調査は、消防活動に必要な水利を有効に確保するため次の区分により行うものとする。又、その調査区域等は、消防署長が別に定める。

(1) 通常調査

定期的に次に掲げる消防水利ごとに有効水量及び使用上の障害又は故障等の状況について調査する。

ア 消火栓

イ 防火水槽

ウ プール

エ 池

オ 河川及び用水路等

(2) 特別調査

特別な事情及び消防水利の確保に支障が予測される場合は、水利の有効性を調査するため、次の区分により行う。

ア 降雪、濁水、地震、凍結等消火活動に重大な支障のおそれがあるとき。

- イ 火災警報発令又は、これに準ずる気象状況のとき。
 - ウ 水道の断水のとき。
 - エ 消防水利の新設、移設、撤去その他特別な事情によりその実態を把握する必要があるとき
- 2 調査結果については、消防署長に報告するものとし、消防署長はそれに基づき消防職員、消防団員への周知及びその他必要な措置をとるものとする。
- 3 消防署には、消防水利台帳を備えて置くものとする。

第3節 災害危険区域調査

(災害危険区域等の指定)

第1 この調査は、次の区分により消防署長が別に定める査察専従班を編成し、災害発生に際し大規模災害に拡大するおそれのある区域、特殊建物及び危険物施設等を指定するために行うものとする。

(1) 火災危険区域の指定

- ア 住宅密集区域
- イ 無水利区域
- ウ 消防車両の進入が不可能な地域で消失面積が 1,000 m²を超えると予想される区域

(2) 重要水防箇所及び土地崩壊危険区域の指定

遠野市地域防災計画により指定されている区域

(3) 特殊建物の指定

- ア 木造、準耐火構造の建築物にあつては、1棟の延べ面積が 1,000 m²を超えるもの。
- イ 耐火構造の建築物にあつては、次による。

| 消防法施行令別表 | 調 査 基 準 |
|-----------------|---|
| 第1項～第3項 | 階層3階以上で、かつ、1棟の延べ面積が 1,000 m ² を超えるもの |
| 第4項・第5項 | 階層3階以上で、かつ、1棟の延べ面積が 3,000 m ² をこえるもの |
| 第6項イ | 棟のベッド数が 200 床を超えるもの |
| 第6項ロ・ハ・ニ | 特別養護老人ホームの全て 他にあつては1棟の収容人員が 300 人を超えるもの |
| 第7項～第11項 | 1棟の延べ面積が 3,000 m ² を超えるもの |
| 第12項～第14項 | 1棟の延べ面積が 5,000 m ² を超えるもの |
| 第15項 | 1棟の延べ面積が 3,000 m ² を超えるもの |
| 第16項 | 1棟の延べ面積が 1,000 m ² を超えるもの |
| 第16項の2～ 第20項 | 消防署長が必要と認めたもの |

(4) 危険物施設の指定

地下タンク貯蔵所以外の危険物許可施設で、危険物の貯蔵又は取扱数量が、消防法別表に掲げる指定数量の 300 倍以上の施設とする。

(5) 高圧ガス製造事業所等の指定

- ア 高圧、液化、その他の方法で処理することのできるガスの容量が 1日 30 m³以上である施設

- を使用し高圧ガス製造（容器充填を含む。）している施設
- イ 1日の冷凍能力が20トン以上の施設を使用し冷凍のためのガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスを製造している施設
- ウ 容器300 m³以上の高圧ガスを貯蔵している施設
- (6) 放射性物質関係施設の指定
放射性物質を貯蔵し又は、取扱う施設で消防署長が必要と認めた施設
- (7) その他消防署長が必要と認めるもの
- 2 調査結果については、消防署長に報告するものとし消防署長はそれに基づき消防職員、消防団員への周知その他必要な措置をとる。

第5章 教育訓練計画

(趣 旨)

この計画は、消防職員、消防団員の品位の向上、体力の練成、規律の保持、協調心の涵養を図り職務遂行に必要な資質、知識及び技術の習得向上を図って職務の適正かつ能率的な執行を期するため、教育訓練の基本的事項を定める。

第1節 教 育

(教育の区分)

第1 消防教育は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 学校教育

消防職員、消防団員に対して、岩手県消防学校、消防大学校、各研修所等の各訓練、教育機関に派遣して実施する教養を言う。教育訓練の内容は、それぞれの機関において定める計画によるものとする。

(2) 一般教育

学校教育の保管的要素を持つものであり、消防団員の階級並びに職務種別に応じて、一般教育に資することを目的とする全体教育を言う。

(3) 内部研修

ア 本部教育

消防職員に対して、消防行政の推進に適応させるため、消防業務の進展に応じた職務の執行要領について教育を行う。

イ 所属教育

各所属職員に対して、職務能率及び職員としての資質の向上と実践力を養うため、職務執行に必要な知識、技能についての教育を行う。

ウ 特別教育

消防職員として必要な一般教養に資することを目的とする全体教養を行う。

(4) 外部研修

消防職員の能力開発に資するため、各種研修に参加させ、実務の処理に必要な教養を行う。

消防団員については、その資質向上を図るため他の団体との共同研修に参加する教育を言う。

第2節 訓練

(訓練)

第1 訓練は、消防長が示す指針に基づき、消防署長が示す訓練計画に従って実施するものとし、基本的な訓練は、次表のとおりとする。

| 種 別 | 内 容 |
|------|--|
| 消防職員 | 指揮技術訓練 各級指揮者が、その職務を遂行するうえで必要な指揮能力の向上を図るために行うもの。 |
| | 活動技術訓練 火災、救助及び救急等の各種災害に対応できる消防活動の向上を図るために行うもの。 |
| | 機器操作訓練 消防機器の基本的な操作、取扱い技術の向上を図るために行うもの。 |
| 消防団員 | 基礎訓練 一般規律訓練－消防訓令礼式基準により実施するもの。 行政規律訓練－法令、条例等の習熟を図るために行うもの。 |
| | 車両訓練 車両操作の練成を図り、交通安全教育を実施して消防活動の安全に努めるため行うもの。 |
| | 操法訓練 消防機械器具の操作の基本を習熟し、諸般の要求に適應するため、消防操法の基準に基づき実施するもの。 |
| | 火災防ぎょ訓練 建物火災防ぎょ、林野火災防ぎょ、特殊火災防ぎょ、水利統制、人命救助、避難誘導、警戒、通信連絡、水損防止等の訓練を実施するもの。 |
| | 水災防ぎょ訓練 水防工法、人命救助、避難誘導の訓練を実施するもの。 |
| | 救助救急訓練 応急処置、救護所の設定、その他必要な応援訓練を実施するもの。 |

2 訓練の実施は、基本訓練、応用訓練、図上訓練及び想定訓練に区別して行うものとし、次表のとおり指導者を指定して実施するものとする。

| 区分 | 指導者 | 対象者 | 訓練内容 |
|-------------|----------------------------|---------------|--|
| 署 訓 練 | 消防署長が指定する者 | 各級指揮者を対象とした訓練 | (1) 指揮技術 (2) 小隊の活動技術 (3) 各隊間の連携活動技術 (4) 通信運用訓練 (5) 安全管理訓練 (6) その他、指揮者として必要な技術 |
| | 原則として中小隊長、訓練内容により副署長が指定する者 | 隊員を対象とした訓練 | (1) 基本的活動技術 (2) 隊員間の連携活動技術 (3) 車両の操縦、操作技術及び各種資機材の取扱技術 (4) 安全確保技術 (5) その他必要な技術 |

| | | | |
|-------------|------------------------------|-----------------------|---------|
| 団 訓 練 | 消防団長が示す年間訓練計画によって、消防署長が指定する者 | 全団員 | 火災防ぎょ訓練 |
| | | 分団毎の訓練は、団長の承認により実施する。 | 水災防ぎょ訓練 |
| | | 指定された団員 | 救助、救急訓練 |
| | 総合防災訓練として実施 | 操法訓練 | |
| | | | 総合訓練 |

(訓練計画)

第2 訓練計画は、年間訓練計画及び月間訓練計画に区分して、年度当初に計画を作成し、消防長の承認を得て実施するものとする。

(演習訓練)

第3 演習計画は、所定の想定に基づき消防及び関係機関との合同で定期的に運用し災害事象に効果的に対応できるよう次表により訓練を行うものとする。

| 訓練項目 | 内 容 |
|-------------|--|
| 建物火災防ぎょ訓練 | 市街地、密集地、中高層建物を対象とする指揮及び消火活動技術の習熟訓練 |
| 林野火災防ぎょ訓練 | 地形、気象状況等による指揮及び消火活動技術の習熟訓練 |
| 危険物火災防ぎょ訓練 | 性状にあった消火技術活動の習熟訓練 |
| その他特殊災害対応訓練 | 災害対象に合わせた消火活動技術の習熟訓練 |
| 水防訓練 | 召集、出動、水防工法、人命救助、避難誘導及び通報連絡等の習熟訓練 |
| 救急救助訓練 | 各種救助対象における活動技術の習熟及び多数傷病者発生時等におけるトリアージ、応急処置、医療機関との連絡、救護所の設定等の習熟訓練 |
| 総合防災訓練 | 関係機関との合同習熟訓練 |

第6章 災害予防計画

(趣 旨)

この計画は、出火防止、初期消火及び危険物の安全管理など積極的な予防行政を推進し、火災等の災害を未然に防止するとともに、これらの被害を軽減するため必要な事項を定める。

第1節 火災予防指導

(予防指導)

第1 火災予防指導は、防火管理者、危険物取扱者、消防設備士及び各種団体等を対象として消防関係法令の周知、消防計画の作成等、防火管理上必要な消防用設備の点検整備並びに自衛消防組織の充実を重点とする。

2 事前の指導は、次に掲げる指導計画によるものとし講習会、座談会、現場指導及び資料の配布等

により行い、防火意識の啓発を図る。

| 対 象 | 実施回数 | 摘 要 |
|--------|---------|------------------------|
| 防火管理者 | 年 1 回以上 | 法令講習会・防火座談会の開催 |
| 危険物取扱者 | 年 1 回以上 | 危険物関係法令の説明会の開催・安全管理の徹底 |
| 消防設備士 | 年 1 回以上 | 消防設備関係法令の説明会の開催 |
| 各種団体等 | 随 時 | 防火講話・初期消火訓練・自主防災組織の指導 |

第 2 節 火災予防査察

(査察対象物の指定及び査察の実施要領)

第 1 防火対象物及び危険物施設等の位置、構造、設備及び管理の状況について、防火に関する法令に基づき、火災予防上の安全性について検査を行うもので査察の種別、査察対象物の区分及び査察計画等については、遠野市火災予防査察規程に定める。

第 3 節 風水害等の予防警戒

(風水害の予防警戒)

第 1 この指導は、第 4 章第 3 節の災害危険区域調査により指定された崖崩れ及び浸水箇所等の対象者に対し、消防署長は防災上必要な措置を講ずるよう口頭又は文書をもって指導するとともに、防災パトロールを実施して万全な風水害等の予防措置を行うために定める。

- (1) 指導にあたっては、市各部門と連携を密にし、現に危険が予測された場合は、その対象住民に対し適当な予防指導を明示するとともに、人命及び財産の保護について消防署長はあらかじめ必要な措置を講ずるよう文書で通知する。ただし、緊急を要する場合は口頭により通告する。
- (2) 強風、洪水大雨及び大雪などの注意報、警報が発令され災害発生が予測される場合は、状況を把握するため地域をパトロールし必要な措置を講ずる。
- (3) 河川及び急傾斜地帯の災害危険区域について、市各部門と連携し年 1 回以上実態調査を行い、崖崩れ等の危険があると認められるときは、関係機関に連絡し必要な措置を講ずる。

第 4 節 広報活動

(広報活動)

第 1 広報活動は、次に掲げる事項を推進するとともに火災、その他災害の未然防止、火災の初期消火、早期通報及び各種災害に対処する心構え等について、地域住民に対して広報を実施する。

- (1) 消防関係法令など組織制度の普及に関すること。
- (2) 消防施策の普及に関すること。
- (3) 防火防災思想の普及啓発に関すること。
- (4) 関係官公庁及び報道関係等との連絡に関すること。
- (5) 世論調査、アンケートなどの調査及び公聴に関すること。
- (6) 消防に関する苦情、相談意見及び要望等の処理に関すること。
- (7) 消防施設等の見学に関すること。
- (8) 民間防火組織の指導育成に関すること。
- (9) その他の広報業務に関すること。

(広報種別)

第2 広報の種別は、次のとおりとする。

- (1) マスメディアによる広報
- (2) 視聴覚による広報
- (3) 集会による広報
- (4) 巡回による広報
- (5) イベントによる広報
- (6) 調査による広報
- (7) 防火指導による調査
- (8) 演習、訓練による広報

第7章 火災警報発令伝達計画

(趣 旨)

この計画は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条第3項に基づき、異常気象時に火災を未然に防止するため、火災警報の発令、解除又は周知させ伝達する方法を定める。

第1節 火災警報

(火災警報の発令)

第1 火災警報は、市長が岩手県知事から火災気象通報を受け、次の基準に達し、かつ、火災の発生又は拡大の恐れがある場合に発令する。

(火災警報発令基準)

第2 火災警報の発令基準は、遠野市地域防災計画第3章に定める気象予報・警報等の伝達計画によるものとする。

| 種 類 | 通 報 基 準 |
|---------|---|
| 火災気象通報 | 気象の状況が火災の予防上危険であると予想され、次の条件に該当する場合 イ 最小湿度 40%以下、実効湿度 65%以下で風速 7 m/s 以上が 2 時間以上継続すると予想される場合 ロ 最小湿度 35%以下で、実効湿度 60%以下と予想される場合 ハ 平均風速 10m/s 以上と予想される場合 (降雨又は降雪中は通報しないこともある。) |
| 火 災 警 報 | 火災気象通報が通知され、市内の気象状況が火災の発生又は拡大のおそれがあると認められる場合 |
| 発令の区域 | 火災警報は、一部の区域に限って発令することができる |

(火災警報の解除)

第3 火災警報の解除は、その必要がなくなったときに解除する。

(火災警報の伝達及び周知)

第4 火災警報の発令及び解除の伝達は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第34条第5項の規定に基づく消防信号又は、防災行政無線、遠野ケーブルテレビ、消防車等のうち、いずれか

を用いて行うものとする。

2 火災気象通報・火災警報伝達系統図は別表第2のとおり。

第8章 災害情報活動計画

(趣 旨)

この計画は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれが生じた場合、これら災害に対処するため、災害に関する各種情報を収集し、関係機関に対して迅速かつ確実に連絡するため、必要な事項を定めるものとする。

第1節 情報収集

(情報収集)

第1 次の各号により、災害情報、風水害、火災及び災害発生につながる重要な気象情報等を迅速、的確に収集する。

- (1) 住民から災害等の情報
- (2) 災害現場からの情報
- (3) 遠野市災害警戒本部からの情報
- (4) 遠野市災害対策本部からの情報
- (5) 気象及び地象に関する情報
- (6) 関係機関からの情報

(情報収集責任者等の指定)

第2 情報の収集には、情報収集責任者及び情報収集担当者を置く。

情報収集責任者は、次表のとおりとし、又情報収集担当者は、情報収集責任者の所管課とする。ただし、情報収集責任者が必要と認める場合は、この限りではない。

| 区 分 | | 情報収集責任者 | |
|----------------------|--------|---------|------------------|
| | | 昼 間 | 夜 間・休日等 |
| 災害発生時及び災害の発生が見込まれる場合 | 通常警防体制 | 保安施設課長 | 保安施設課長 又は消防署長 |
| | 特別警防体制 | 消防総務課長 | |

(情報収集及び伝達)

第3 情報収集責任者は、火災その他の災害及び予想される災害の事態等の情報並びに地震等による災害に係る重要な気象情報等を収集し、迅速かつ的確に把握するとともに早期に関係機関に伝達する。

(情報収集及び伝達時の留意事項)

第4 情報収集責任者は、次の事項に留意して情報活動に努めること。

- (1) 災害時の情報活動を円滑にするため通信指令室を警防本部指令室と位置付けて、現場指揮本部及び関係機関等との連携を図り、情報の一元化を図ること。
- (2) 情報収集責任者は、各種情報を克明に記録する。

- (3) 災害情報により迅速な判断と的確な対応を行うため随時消防長に報告するとともに、関係機関への報告及び通報等の連絡を行うこと。
- (4) 報道機関の対応は克明に記録し、重要事項については消防総務課長の指示により、情報公開に備えること。

第9章 職員の参集、召集計画

(趣旨)

この計画は、災害対応に必要な人員を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

第1節 非常参集、非常召集

(非常参集)

第1 非常参集は、遠野市消防職員服務規程第11条（平成17年10月1日遠野市消防本部訓令第6号）の定めるところによるものとし、その参集基準は次の第2で定める各号の計画によるものとする。

(非常召集)

第2 非常召集基準は次のとおり。

- (1) 火災等の職員召集は、第13章火災防ぎょ計画に定めるところによる。
- (2) 地震・風水害等の職員召集は、第14章地震・風水害・豪雪等警防計画に定めるところによる。
- (3) 集団救急救助事故等の職員召集は、第16章救急救助計画に定めるところによる。
- (4) 消防応援及び受援に係る職員召集は、第17章消防応援計画及び第18章遠野市緊急消防援助隊受援計画の定めるところによる。
- (5) 消防長は大災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に消防力を増強する必要があると認めるときは、職員に対し召集命令を発するものとする。

(参集場所)

第3 非番、週休者が非常召集を受けた場合は、特に指定があるときを除き、それぞれの所属する課及び署所に参集し、上司の指示を受けなければならない。ただし、交通遮断その他特別の理由により指定された場所又は所属署所に参集することができないときは、最寄りの署所へ参集するものとする。

2 召集命令の伝達は、災害状況等を勘案し、電話、携帯メール、消防無線、遠野ケーブルテレビ、防災行政無線のうち、いずれかを用いて行うものとする。

(適用除外職員)

第4 非常参集及び非常召集は、次の各号に該当する非番、週休者に対しては、特に必要がある場合を除き、これを行わない。

- (1) 休職中又は停職中の職員。
- (2) 傷病により療養中の職員。
- (3) 公務旅行中又は私事旅行中の職員(参集可能な者を除く)。
- (4) 前各号に掲げるものの他、特にやむを得ない事情があると所属長が認めた職員。

第2節 警防体制の強化

(警防員の確保)

第1 消防長は、警防体制の強化を図るため、消防本部、消防署及び出張所に週休者等により、警防員の確保を行うものとする。

警防員の確保計画は、消防本部は消防総務課長が、消防署等にあつては消防署長が別に定めるものとする。

2 前項に定める警防員が参集したときは、所属長又は当直長の命を受け、警防活動に従事しなければならない。

第10章 出動計画

(趣旨)

この計画は、火災、救急、救助等の災害に対する警戒と被害の軽減を図るため、出動体制について必要な事項を定めるものとする。

第1節 災害種別毎の出動基準

(火災出動)

第1 第1出動は、火災を覚知し、延焼危険が僅少で最小の消防力で鎮圧できると判断されるとき。

2 第2出動は次の各号に該当する場合。

(1) 火災警報発令時又はこれに準ずる気象状況下における出火のとき。

(2) 主要消防対象物又は市街地もしくは密集地等の火災のとき。

(3) 火災が延焼拡大し、現場指揮者が第1出場では鎮圧困難であると判断したとき。

3 第3出動は、現場指揮者が部隊の増強が必要であると判断したとき。

4 特命出動は、消防長が特に必要と認める場合に出動するものをいう。

5 火災出動種別ごとの出動部隊数は、別表第3のとおりとする。

(救急出動)

第2 第1出動は、覚知と同時に出動するものとし、第2出動及び第3出動は先着救急隊からの要請又は覚知の内容に基づき出動するもので、救急活動は遠野市消防本部救急業務規程（遠野市消防本部訓令第11号）によるものとする。

2 消防署長は、前項の出動に当たり、救急活動の支援等のために必要と認める場合は、P A出動させるものとする。

P A出動に係る出動基準は、別表第4とし、運用要領は資料第6のとおりとする。

3 救急出動種別ごとの出動部隊数は、別表第4のとおりとする。

(救助出動)

第3 救助出動種別ごとの出動部隊数は、別表第5のとおりとする。

(高速道路における災害出動)

第4 高速自動車道における出動部隊数は、別表第6のとおりとする。

(調査(偵察)・警戒等の出動)

第5 災害発生の危険が予測されるときは、調査(偵察)、警戒出動を行うものとする。

- 2 調査（偵察）、警戒出動及び、その他災害の出動部隊数は、別表第7のとおりとする。
（出動範囲）

第6 管内の出動範囲は、別表第8のとおりとする。

第2節 応援出動

（応援出動等）

第1 他の消防本部等に対する応援出動は、消防組織法に基づき、次に掲げる協定等により行うもので、それぞれの出動計画は第17章の消防応援計画によるものとする。

- (1) 消防相互応援協定（遠野市、住田町、大船渡消防）
- (2) 消防相互応援協定（遠野市、釜石市、釜石・大槌消防）
- (3) 遠野市、花巻市消防相互応援協定
- (4) 消防相互応援に関する協定
- (5) 東北横断自動車道釜石秋田線（宮守東和間） 消防相互応援協定
- (6) 新仙人峠道路消防活動に関する覚書
- (7) 早池峰登山道等救急救助覚書
- (8) 緊急消防援助隊遠野市消防本部応援等実施計画

2 応援出動の決定は次によるものとする。

- (1) 第1号から第5号及び第8号に係る応援出動の決定は、消防長が行う。
ただし、消防長が不在の場合は消防総務課長が行う。
- (2) 第6号及び第7号に係る応援出動の決定は、消防署長が行う。
ただし、消防署長が不在の場合は消防総務課長が行う。

3 出動部隊の編成は、第17章の消防応援計画に定めるものとする。

第11章 現場指揮計画

（趣 旨）

この計画は、火災等の活動方針を決定し、災害現場に集結した消防部隊の連携を密にし、総合的かつ効果的に消防活動を展開するため、以下の事項について定めるものとする。

第1節 現場指揮本部の開設

（現場指揮本部の設置と開設）

第1 現場指揮本部の設置、開設は災害の態様、規模を勘案し、現場指揮者が必要と認める場合に設置するものとし、設置基準は第10章の出動計画で定める出動種別ごとに区分する。

なお、次に定める要件を満たす必要により現場指揮者が設置する。

- (1) 現場指揮者が必要と認めたとき。
- (2) 火災警戒区域を設定したとき。
- (3) 多数傷病者の発生事故のとき。
- (4) 遭難事故捜索活動のとき。
- (5) 特殊災害（NBC災害等）のとき。

- (6) トンネル内車両火災のとき。
- (7) その他、現場指揮者が必要と認めたとき。

(現場指揮本部設置の留意事項)

第2 現場指揮本部の設置は、下記のことに留意する。

- (1) 警防活動全般が把握でき、警防活動に支障のない場所であること。
- (2) 無線障害が少ない場所であること。
- (3) 必要な活動スペースが確保できる場所であること。
- (4) 関係者との連絡調整に便利な場所であること。

(現場指揮者)

第3 現場指揮者は現場臨場の上位階級者で、災害活動等を指揮する現場最高責任者である。

- 2 警防活動時、2名以上の指揮者が同一行動する場合、上位階級者が現場指揮者となる。この場合、同階級者である時は、管轄の指揮者が現場指揮者となる。

また、管轄の指揮者が2名以上の場合は、先着活動隊の指揮者が現場指揮者となる。

- 3 現場指揮者は、下記のことに留意するものとする。

- (1) 現場指揮本部に常駐し、災害現場の統括を図ること。ただし、初動指揮及び災害の状況等により、その現場を離れる場合は、適宜、所在位置を明確にし、緊急連絡可能な措置を講ずる。
- (2) 指揮隊員を活用し、災害の状況及び消防部隊の活動状況を迅速的確に把握する。
- (3) 消防部隊の増強要請は、時機を逸することなく行う。

また、火勢鎮圧後は、必要以上に消防部隊を現場に待機させないものとする。火災鎮火、または災害事案沈静後は、必要により消防部隊及び消防団部隊の縮小を図り、別案件に備えるための措置(帰署に就く)を行う。

- (4) 必要に応じて関係者(電気、ガス業者等)の派遣を求め、消防活動等に必要な措置を講ずる。
- (5) 災害の状況に応じて、各級指揮者を現場指揮本部に集合させ、防ぎよ戦略等を行い任務の徹底を図る。

(現場指揮本部長)

第4 現場指揮者は、現場指揮本部が設置された場合には現場指揮本部長なる。

- 2 現場指揮本部は、現場指揮者が設置するものとする。

(指揮宣言等)

第5 現場指揮者は次の場合、指揮権の所在を明らかにするため、指揮宣言を行わなければならない。

- 2 現場指揮本部を設置する場合

- 3 上位指揮体制又は下位指揮体制に移行する場合の留意事項。

- (1) 指揮体制を移行する場合は、災害の状況、活動方針、部隊活動の状況等を報告し、指揮の間隙が生じないようにする。
- (2) 指揮権の委譲を受けた指揮者は、災害現場の実態を把握後、直ちに指揮宣言を行うものとする。
- (3) 上位指揮者が災害現場に到着した場合でも、自動的に上位指揮者に指揮権が移行するものではない。指揮権は、あくまで上位者が指揮宣言をしたうえで指揮権が移行する。この意思表示がない限り現場指揮者の権限は発生しない。

(現場指揮者の代行)

第6 現場指揮者の代行任務

- (1) 現場指揮者が事故等により、その職務を行うことが不可能となった場合は、指揮隊長又は上位指揮者は直ちに指揮宣言を行い指揮に間隙を生じさせないようにすること。
- (2) 現場指揮者が災害状況把握のため、現場指揮本部を離れる場合、指揮隊長は現場指揮を代行する。この場合、現場指揮者と常時連絡が取れる態勢をとる。
- (3) なお、現場指揮者が現場到着までの間、各級指揮者が指揮の代行を行う。

(指揮隊の任務)

第7 現場指揮者の統括指揮のもとに、次の任務を遂行する。

- (1) 活動方針の決定
- (2) 各種情報の収集及び整理
- (3) 災害実態の把握、状況判断、決断と命令
- (4) 消防部隊の運用管理及び隊員の安全管理
- (5) 警防計画、査察台帳等の閲覧
- (6) 支援情報の伝達
- (7) 無線統制、進入統制
- (8) 消防本部へ状況報告
- (9) 水利統制、筒先統制
- (10) 災害広報、関係者の確保
- (11) 消防団の指揮支援
- (12) 関係機関との連絡及び調整
- (13) その他、現場指揮本部長の特命事項

(現場指揮本部の標旗)

第8 現場指揮本部には、指揮本部の標旗を掲げる他、指揮活動に必要な資器材を配置する。

第2節 指揮体制と出動区分

(指揮体制と出動区分)

第1 現場指揮者は次表のとおりとする。

| 指揮体制区分 | 現場指揮者 (現場最高責任者) | 指揮隊 (指揮隊員) |
|--------------------|--------------------|--|
| 第1 指揮体制 (第1 出動) | 消防署長 | 指揮隊長 副署長 指揮隊員 消防署主査以上 (2名以上) |
| 第2 指揮体制 (第2 出動) | 消防署長 | |
| 第3 指揮体制 (第3 出動) | 消防長 | |

- (1) 消防署長は原則として、第1、第2指揮体制現場指揮者の任務にあたる。
- (2) 消防署長に事故あるとき又は必要により副署長が現場指揮者の任務を兼務する。
- (3) 署指揮隊は、必要に災害現場への先着を意識することなく、消防署隊と同時出動、若しくは支援情報の収集に努めるものとする。
- (4) 署指揮隊は、指揮1の運用を原則とする。
- (5) 署指揮隊は、必要により、消防署隊の車両に同乗し災害活動を行うことが出来るものとする。

(6) 消防長は第3出動区分に限らず、自らが必要と判断する場合に出動し、必要により現場指揮者の任務にあたる。

(7) 出張所長は宮守地区に火災発生の場合並びに消防署長命により出動するものとする。

(現場指揮本部の組織編成)

第2 現場指揮本部設置時の組織編成

| 区分 | 消防本部・消防署 | | | 任 務 | 消防団任務 |
|--------|--------------------|---------|--------|---|---|
| | 役 職 | 職 名 | 人 員 | | |
| 総括指揮本部 | 本部長 | 消防長 | 1 | 総括指揮者 第3指揮体制現場指揮者 統括指揮者補佐 総括指揮本部は消防本部又は、必要により災害現場に置くものとする。 | 消防団の総括指揮 ・ 団隊本部長に 消防団長 ・ 副本部長に 副団長 |
| | 副本部長 | 消防総務課長 | 1 | | |
| | 本部長付 | 同総務課長補佐 | 1 | | |
| | 本部員 | 同総務課員 | 3 | | |
| 指令室 | 指令室長 | 保安施設課長 | 1 | | |
| | 室長補佐 | 同課長補佐 | 1 | | |
| | 指令室員 | 保安施設課員 | 2 ～ | | |
| 現場指揮本部 | 現場指揮本部長 (現場指揮者) | 消防署長 | 1 | 第1, 第2指揮体制現場指揮者 消防署長 | 消防団の指揮隊 ・ 団指揮隊長に 団本部分団長 ・ 指揮隊員に 団本部副分団長 |
| | 指揮隊長 (指揮担当) | 副署長 | 1 | 同章第2節第3(2)「現場指揮本部の運用要項」のとおり | 分団隊の指揮 各分団に指揮隊を 置き活動する。 |
| | 指揮隊員 (情報、通信担当) | 署係長、主査 | 1 | | |
| | 指揮隊員 (連絡、広報担当) | 〃 | 1 | | |
| | 補給、誘導班 | 〃 | 1 | | |

- 現場指揮本部設置時に係る任務分掌は、第2章第3節第5に定める特別警防体制の事務機構を準用する。
- 現場指揮本部は、災害現場の状況及び部隊行動等を把握できる場所に開設し、現場指揮本部旗を掲げる。
- 現場指揮本部を開設又は移動したときは、総括指揮本部及び活動各隊に報告する。
- 消防長は第3指揮体制に係らず、自らが必要と判断する場合に出動し、必要により現場指揮者の任務にあたる。
- 現場指揮本部の開設時機は、おおむね第1出動の部隊配備(任務付与)が完了した時点を目安とする。
- 指揮隊は災害実態の早期把握は重要であるが、消防活動劣勢時には消防部隊の活動支援を優先する。
- 現場指揮本部は災害状況及び周囲環境を勘案し、指揮車車内で運用することにも配慮する。特に、り災関係者等の聞き取りにおけるプライバシー保護を考慮することが重要である。

(現場指揮本部の運用)

第3 現場指揮本部の運用は次によるものとする。

- (1) 現場指揮本部は、消防指揮隊と消防団指揮隊が一体となり機能的かつ友好的な指揮体制の確立を図るものとする。
- (2) 現場指揮本部の運用要項

| | | |
|----------------|---|---|
| 指揮担当 (指揮隊長) | 現場指揮本部長の補佐、同本部長下命により消防部隊に対して活動指揮等を行う。 | |
| | 部署配置 | <ol style="list-style-type: none"> 1 原則として人命検索、最も危険と目される場所又は消火困難な方面は消防署隊が担当する。 2 火災現況の変化に対応する消防団の任務及び、飛び火警戒等を含む消防隊の連絡体制の確立を図ること。 3 有圧水利の同時使用による水圧低下をきたさないよう、水利部署命令をすること。 4 火災拡大により消防隊が転戦する場合は、水利状況を勘案して部署命令をすること。 |
| | 防ぎょ線の設定 | 火勢、延焼方向及び速度から必要部隊の集結時間等を考慮して、必要な距離を判断して防ぎょ線を設定する。 |
| | 転戦(移動) | <ol style="list-style-type: none"> 1 転戦後の部署位置は、防ぎょ線の形成を考慮し、火勢及びその方向によって判断して明確な指示をすること。 2 転戦の指示は、次により行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 転戦(移動)方法 (2) 転戦後の部署位置 (3) 任務及び担当火面 |
| | 破壊消防 | <ol style="list-style-type: none"> 1 実施時間：火勢の大きさと範囲を見極め判断すること。 2 場 所：延焼方向、延焼速度、地形、風向の変化、破壊建物の状況等を考慮して選定すること。 3 方 法：機械力を活用し、消防隊の指揮の下に安全な方法で行うこと。 4 範 囲：破壊範囲の判定は、火災前線の正面幅、燃焼物、風速、地形等の条件を考慮して必要最小限とする。 |
| 情報、通信担当 | <ol style="list-style-type: none"> 1 支援情報の伝達 2 活動隊の通信統制、総括本部との連絡調整 3 情報収集、分析、整理、災害状況の記録、防ぎょ図の作成 | |
| 広報連絡、広報担当 | <ol style="list-style-type: none"> 1 情報収集、分析、整理、災害状況の記録 2 災害広報、関係者確保のための広報 3 総括本部との連絡調整 | |
| 補給、誘導班 | <ol style="list-style-type: none"> 1 資機材、食料、燃料等の調達、補給について連絡調整を図る。 2 遠野市災害対策本部が設置された場合は、補給担当部局と協力態勢を図る。 3 応援隊を効果的に配置するため、次のことを具体的にして誘導する。 (全体の警備方針、応援隊の任務、部署配置、命令伝達方法) 4 誘導は、状況により地元団員を主体として専任の誘導員を配置する。 | |

第3節 情報広報

(情報広報)

第1 災害情報に関する広報は、地域住民の混乱防止及び人身の安定を図るため、次により住民並びに報道機関に対して速やかに災害の状況又は災害の危険性等を周知するように努める。

- (1) 広報車による巡回広報
- (2) 現場指揮本部による現場広報
- (3) 防災ヘリ、防災行政無線、遠野ケーブルテレビによる広報
- (4) 官公庁及び大型店舗等の放送設備による広報
- (5) 報道機関の協力による広報
- (6) その他関係機関の協力による広報

第12章 通信

(通信指令室の機能)

第1 通信指令室は、119番通報の受付指令業務、救急管制業務、災害支援業務等の運用を行い、通報に基づき災害地点の決定、予告指令、出動指令、指令書の送信、災害情報支援の他、消防団指令及び関係機関との情報連絡機能を有する。

(通信体制)

第2 警防本部が設置された場合、又は保安施設課長が必要と認めた場合は、3名以上を基本とする通信体制とし、保安施設課長又は同課長補佐が通信連絡の指揮統制を行う。

(消防部隊の運用)

第3 火災等の災害を覚知した場合は、その通報内容から災害の種別、規模等を勘案し、第10章出動計画に定める出動区分により出動指令を行う。

(1) 部隊運用の種別

部隊運用は、火災時の運用、救急時の運用、救助時の運用、危険排除等の運用に大別し、その内容は次表のとおりである。

| 区 分 | | 内 容 |
|-------------|------|---|
| 火災時の 運 用 | 普通出動 | 市街地の一般火災及び大規模、特異な対象物の火災に対して普通出動計画又は対象物出動計画により、事前に指定した部隊を災害の規模に応じて、段階的に運用する。 |
| | 特別出動 | 危険物の火災及び大規模な火災等の災害で普通出動計画では対応が難しい場合に、危険物火災出動計画及び大規模災害出動計画により運用する。 特別出動の運用は、災害の状況が覚知時に明確な場合は当該覚知により決定し、不明確な場合は、出動隊の現場報告により決定する。 大規模災害出動計画は、普通出動計画、危険物火災出動計画、救助特別出動計画等の各出動計画に基づく消防部隊の段階的な対応が困難な場合に、一挙に大部隊を投入する必要があると認めた時点で運用す |

| | | |
|-----------|--------|--|
| | | る。又、事前の計画にかかわらず現場指揮本部長又は通信指令室が災害の状況から判断して必要と認めるときは、部隊を増強する場合や計画出動指定隊が出動不能等の理由で出動対数に不足が生じた場合に部隊を補完するために運用する。 |
| 特異な事象時の運用 | | 大規模な催物等又は、広範囲な水道の断・減水及び全面通行止め等により部隊運用上支障をきたす場合には、必要により普通出動計画を臨時に変更し、部隊の暫定運用を行う。 |
| 救急時の運用 | 救急普通出動 | 通常時の救急事故は、救急普通出動計画に基づく指定救急隊を運用する。救急普通出動計画に定める指定救急隊は1隊であるため指定隊が出動中又は出動不能の場合は、署所の出動可能隊を補完する。 覚知時、傷病者等が明確である場合は、当該傷病者数等に応じた所要数の救急隊を運用する。 |
| | 救急特別出動 | 救急普通出動計画で対応し難い大規模な救急事故等が発生し、又は発生するおそれのある場合に運用するもので、事故の規模、傷病者数等の状況により救急特別出動計画に基づく出動区分を段階的に運用する。航空機墜落事故等により多数の傷病が発生し、救助活動を伴う場合は、救助特別出動計画を併用して運用する。 |
| | 救急特命出動 | 現場指揮本部長又は通信指令室の判断により救急普通出動、救急特別出動を補完し若しくは増強するため出動区域に関係なく運用する。 |
| 救助時の運用 | 救助特別出動 | 大規模な救助事象が発生した時又は発生するおそれがある場合は、普通出動計画を準用し部隊を運用する。 ※ 火災時の運用 火災現場に救助特別出動を指令する場合は、普通出動計画による隊を運用するがこの場合上位の出動区分の隊を運用する。 例えば、第2出動の火災現場に救助第1出動を運用する場合は、同出動場区分の第3出動に指定されている部隊を救助任務に切り換えて運用する。 |
| | 救助特命出動 | 火災の覚知時において、火災の規模等から判断して当該火災が比較的小規模で1隊の部隊を運用することによって十分対応可能な場合や即時通報及び直接通報による通報を受け火災と判断できない場合に出動部隊を制限して運用する。 ※ 救急・救助の運用 列車転覆、航空機墜落事故等で大規模な救急救助事象が発生した場合等で指揮本部長又は通信指令室が必要と判断した場合は、救急特別出動と併用して救助特別出動の特命運用を行う。 |

| | | |
|----------|------|---|
| 危険排除等の運用 | 危険排除 | <p>危険排除を覚知した場合は、通報内容から災害の規模及び状況を判断し、災害に適応した所要の消防部隊を特命運用する。</p> <p>※ 危険排除とは、火災、救助事象以外で放置すれば火災又は人命の危険が予想され、当該危険を排除するための活動を必要とする事象をいい、その主な内容は次のとおりである。</p> <p>(1) 電気 電気器具等の使用放置電線の接触等による火災等の危険を排除する。</p> <p>(2) ガス・毒劇物 ガスの漏洩等による火災等の危険を排除する。</p> <p>(3) 危険物洗浄 流出、漏洩した危険物を水等で洗い流す。</p> <p>(4) 危険物除去 流出、漏洩した危険物を油吸着剤、砂等で取除くか又は安全な場所に移す。</p> <p>(5) 建物倒壊 建物の壁面、看板等の落下危険等を排除及び警戒区域を設定する。</p> |
| | 緊急確認 | <p>火災とまぎらわしい火煙等又は自動火災報知設備が作動した等、火災か否か判断困難な次の事象の場合は消防小隊を特命運用する。</p> <p>(1) 発生原因不明な自動火災報知設備等からのベル鳴動などの確認</p> <p>(2) 火災とまぎらわしい煙、炎、臭いの確認</p> <p>(3) 爆発のような光、音等の確認</p> |

(2) 消防団指令

火災時に消防団の持つ消防力を投入し、早期に延焼拡大を阻止するため必要に応じて消防団に対して出動指令する。この場合の判断は消防長又は消防総務課長が行う。

(3) 部隊の補完

各署所の消防部隊が第 2、第 3 出場又は遠隔地災害、若しくは広域消防応援等が出動した場合は、当該署所の管轄区域における火災出動に備えるため、必要に応じて次表に基づき署所に直近する消防団部隊の補完を図る。

| 待機する場所 | 応援補完部隊 | 連絡先 |
|--------|---------------------|--------|
| 遠野消防署 | 1 分団から 8 分団のうち 2 隊 | 各分団本部長 |
| 宮守出張所 | 9 分団から 11 分団のうち 1 隊 | 〃 |

(有線電話系統図)

第 4 有線電話系統図は、別表第 10 のとおりとする。

(消防無線通信)

第5 消防無線の通信周波数は、次のとおりである。

- (1) 固定局 5局 (出力10W (内1局多重無線0.010W))
- (2) 基地局 3局 (出力10W)
- (3) 陸上移動局 10W車載型17台
1W携帯型11台・5W携帯型9台
- (4) 周波数 150.19WHz (組合波)
151.59WHz (市町村波)
143.42WHz (救急波)
147.42WHz (救急波)
152.82WHz (県内共通波)
150.73WHz (全国共通波)
158.35WHz (防災相互波)

2 消防無線局識別信号及び無線局種別は、別表第11のとおりとする。

(通信の優先順位)

第6 通信の優先順位は、原則として次の各号による。

- (1) 緊急通信は、通常通信を優先する。
- (2) 緊急通信の優先順位は、次による。
 - ア 出火報
 - イ 指令
 - ウ 応援要請
 - エ 指揮命令
 - オ 現場報告

(3) 通常通信の優先順位は、次による。

- ア 連絡及び情報通信
- イ 訓練及び演習通信

(非常災害時の通信体制)

第7 非常時の通信体制は、消防本部が行い有線電話は緊急に必要なもの以外はこれを制限し、災害の情報収集、報告、連絡及び応援に支障のない体制とする。

2 通信相互間の通話が競合する場合は、前項に定める優位の通信は、劣位の通信を中断して行なわなければならない。

3 消防無線電話による至急通報の取扱は、次の各号により行う。

- (1) 当該通信の最初に「至急」を2回呼唱する。
- (2) 前号に定める「至急」の呼唱を受信した無線局は、当該通信が敏速に行えるよう処置しなければならない。
- (3) 至急通信中の無線局以外の無線局は、当該通信を傍受することを原則とする。

第13章 火災防ぎょ計画

(趣旨)

この計画は、火災を警戒し鎮圧するため、消防職員及び消防団員の召集、出場、警戒、通信及び火災防ぎょに関する計画を立て、現有消防力の効率的運用を図るため、必要な事項を定める。

第1節 出動

(火災出動)

第1 火災出動基準

この基準は、第10章第1節に定める災害種別毎の出動基準によるものとする。

| 区分 | 内容 |
|------|--|
| 第1出動 | 火災を覚知し、延焼危険が僅少で最小の消防力で鎮圧できると判断されるとき。 |
| 第2出動 | (1) 火災警報発令時又はこれに準ずる気象状況下における出火のとき。 (2) 主要消防対象物又は市街地もしくは密集地等の火災。 (3) 火災が延焼拡大し、現場指揮者が第1出動では鎮圧困難であると判断したとき。 |
| 第3出動 | 火災が延焼拡大し、現場指揮者が第2出動では鎮圧が困難であり、部隊の増強が必要であると判断したとき。 |
| 特命出動 | 消防長が特に必要と判断したとき。 |

2 火災出動計画

- (1) 消防職員の出動計画は、第10章第1節に定めるとおりとする。
- (2) 消防団員の出動計画は、本章第2節第2に定めるとおりとする。

第2節 消防職員、消防団員の召集

(火災警報発令警防体制)

第1 消防長は、火災警報が発令され警防力を強化する必要があると認めるときは、消防職員、消防団員を召集し所要の警防体制を整える。

- 2 火災警報が発令されたときは、現に勤務している消防職員以外の職員は、その所在を明らかにし非常召集に応じられる体制を整える。

(火災召集)

第2 消防職員と消防団員の召集範囲は、次表のとおりとする。

| 召 集 種 別 | | 召 集 範 囲 | | |
|---------|----------------------------------|--------------|---------------|---------------|
| 区 分 | 状 況 〔第10章第1節第1の 火災出動基準に同じ〕 | 消 防 本 部 | 消 防 署 | 消防団 |
| 1号召集 | 火災で第1出場が指令されたとき。 | 消防長が必要と認める人員 | 消防署長が必要と認める人員 | 別表第11 のとおり |
| 2号召集 | 火災で第2出場以上が指令されたとき。 | 全職員 | 全職員 | |
| 特命出動 | 消防長が特に必要と認める場合。 | 全職員 | 全職員 | |

2 1号召集で消防長及び消防署長が必要と認める人員には、第9章第2節第1に定める警防員の召集を含むものとする。

3 召集方法及び参集場所は、第9章に定める職員の参集、召集計画によるものとする。

(警防体制の強化)

第3 2号召集以上の発令を以て、特別警防体制を図るものとする。

第3節 警 戒

(火災警報発令時の警戒)

第1 火災警報が発令されたときは、消防長又は消防署長は必要に応じて職員の増強配置を行うとともに自宅待機を命じ、次の措置を講ずる。

- (1) 機械器具の点検及び積載ホースを増強する。
- (2) 消防ポンプ自動車によるパトロール及び広報を実施し、警戒体制を強化するとともに、火災予防条例に基づき火気の使用を制限する。

(災害時の警戒)

第2 火災又はガス漏れ等が発生して、二次的な災害の発生に対処するため、次により警戒を行う。

(1) 飛火火災警戒

ア 飛火による第二次、第三次火災の発生するおそれがあると認めた場合は、署指揮隊及び消防部隊を要所に配備させ、警戒活動に努める。

イ 前項の措置については、必要により消防団に対して警戒筒先の配備を指示する。

ウ 消防署長は、現場指揮本部を設置し、消防署隊及び消防団隊に対して飛火警戒を指示する。

(2) ガス漏れ火災警戒

ア 活動原則

ガス漏れ及びガス爆発等の災害の実態を考慮して、関係機関と連携のもとに活動する。二次災害の発生及び被害拡大の防止を主眼に活動し、付近住民及び災害防除に従事する他の関係機関並びに消防隊の安全を確保する。

イ 屋内におけるガス漏洩事故に対する消防活動

(ア) 現場到着時の初動措置活動

a 先着隊情報収集活動

- (a) 現場先着の消防隊は、ガス漏洩事故発生地域の住民から事故情報を収集する。
 - (b) 消防隊及びガス事業者は、ガス警報器等を活用してガス漏洩範囲を推定する。
 - (c) 消防車は二次災害に備えて、風上又は風横側の水利に部署する。
 - (d) 先着中隊長は指揮隊が出動途上においても、指揮隊と無線交信し、活動指示を受ける。
- b 火花を発生する機器の使用禁止
- (イ) 火災警戒区域の設定活動
- ガス滞留地域及びその周辺について、速やかに火災警戒区域を設定する。
- a 警察官に対する協力要請
- 警察官に対して、火災警戒区域設定範囲を説明し、作業関係者以外の者に立入禁止又は制限について協力を求める。
- b 現場広報
- 火災警戒区域では火気使用の禁止、電気、ガスの一時供給停止等を広報して住民協力を求める。
- c 避難指示
- 避難が必要と認められる範囲にある者に対して避難を指示する。通常は、ガス漏洩が認められる住居、その直上階、直下階並びに隣接する住居の避難を最優先とし、その他は爆風圧によるガラス等の飛散による受傷危険のある者に対しては、出入口の扉又は窓際等に近寄らないよう指示する。
- 最も危険度の高い住民の避難は直接消防隊が誘導し、その他の住民に対しては、車載拡声器又は非常放送等によって注意を喚起する。
- (ウ) 電路の遮断、確認活動
- 電気事業者が現場に到着したときは、火災警戒区域の範囲を示して電路遮断を指示する。この場合、停電範囲に病院、電子計算機、エレベーター等の特殊機器を使用している対象物が含まれているときは広報等によって周知徹底を図り、停電に伴い重大な支障を及ぼさないよう配慮する。
- なお、関係施設の復旧は当該電気事業者に要請する。
- (エ) ガスの遮断、確認活動
- ガス事業者が到着したときは、火災警戒区域の範囲を示してガス停止弁又はガスメーターコックの閉塞を指示する。
- なお、ガス遮断後の復旧は生ガス放出等の危険があるので、ガス事業者の責任で処置するよう要請する。
- (オ) 室内ガスの排除活動
- 消防隊は、電気、ガスの提供が遮断され又は遮断したのち、室内に滞留するガスを排出されたのちに速やかに要救助者の有無を確認する。
- ウ 屋外におけるガス漏洩事故に対する消防活動
- 前ア及びイによる他、次によること。
- (ア) 現場到着時の初動措置活動
- a 消防車両の部署位置は、水利が遠距離になっても、風上、風横側で下水溝、マンホール、覆工板等の上を避けた安全な位置に水利部署する。

- b 地中導管からガスが漏洩している場合は、ガス事業関係者及び消防隊の有するガス警報器等を活用又は臭覚により付近の建築物内を含めてガス漏洩範囲等を推定する。
 - c 漏洩ガスの種別及びガス中毒者、負傷者の有無を確認する。
- (イ) ガスの拡散、排除活動
- a 下水溝、堀坑等地下施設物にガスが充満している場合は、マンホール、覆工板等を可能な範囲で取除きガスの拡散を図る。
 - b プロパンガスボンベからガスが噴出している場合、防護手袋を着装し可能な限り風上側から接近してバルブを閉塞する。
 - c プロパンガスボンベからの漏洩ガスは、低所に滞留しやすく特に噴出点付近からマンホール、側溝等を伝わり流動するおそれがあるので、積極的にガス流動方向の風横側から高圧スプレー注水（開度 60°、ノズル圧 0.6MP a 以上）を行い、ガスを拡散させ排除する。
 - d 地下施設又は建築物内等密閉された場所に流入した場合は、爆発し二次災害になる恐れがあるので、入口等から送風してガスを拡散させて排除する。
 - e 消防隊員は、防火衣を着装し、ヘルメットフードを下げ、皮手袋を着用する。ただし、ガスが滞留する地域へ進入する場合は、空気呼吸器及び耐熱服を着用する。

第4節 特別警戒

（特別警戒）

第1 消防長は、火災多発期、異常気象時、年末年始、祭典時、連続放火、危険物事故及び毒劇物事故等の警戒事象に際し、災害の未然防止を図るとともに災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるため、必要に応じて特別警戒を実施する。

（特別警戒に係る警防本部等の設置）

第2 消防長は、大規模かつ特異な警戒事象で社会的に影響が大きく、消防機関としての総力を挙げて対処する必要があると認めた場合は、消防本部又は消防署に警防本部及び署隊本部を設置し、特別警戒体制の組織編成により運用するものとする。

（特別警戒に係る警防本部等の任務分掌）

第3 特別警戒に係る警防本部及び署隊本部の任務分掌は、第2章第3節第5に定める特別警戒体制の事務機構を準用するものとする。

（警戒配備）

第4 警戒配備隊は、警戒現場にポンプ車、救急車等を配備し、次の任務を行う。

- (1) 警戒区域及びその周辺における火災等の警戒に関すること。
- (2) 災害発生時の初期対応に関すること。
- (3) 傷病者の救護及び搬送に関すること。
- (4) 救護所の開設に関すること。
- (5) その他警戒任務に必要な事項に関すること。

(消防職員の召集)

第5 警備体制を強化するため、消防長は第9章に定める非常参集、非常召集計画により消防職員を召集するものとする。

第5節 火災防ぎよ

(火災防ぎよ計画の作成)

第1 この計画は、第4節第2で定める危険区域、特殊建物、危険物施設、放射性物質を有する施設及び林野等の火災防ぎよに関して必要な計画を定める。

2 消防署長は、前第1に係る防ぎよ活動マニュアルを作成し、消防長に報告するとともに、消防職員に周知徹底を図る。

3 防ぎよ計画書及び計画図の作成様式は、別に定める。

(危険区域防ぎよ計画)

第2 危険区域防ぎよ計画は、指定された危険区域に次の要件を基本とし調査作成する。

- (1) 出場隊数及び防ぎよ上の重点事項
- (2) 各隊の進入担当面及び水利部署位置
- (3) 避難誘導、人命検索及び救助方法
- (4) 爆発物件、引火性物件及びその他の危険物所在
- (5) 減水時及び降雪時の対策
- (6) その他危険区域の実態に応じた基本事項

(特殊建築物防ぎよ計画)

第3 特殊建築物の防ぎよ計画は、多数の人命危険、消防活動上の重大な障害、又は延焼拡大が予想され若しくは隊員の安全管理上特に注意を要する対象物等について、次の要件を基本とし調査、作成する。

- (1) 建築物の構造及び収容人員
- (2) 建物内部進入及び人命検索救助
- (3) 消防用設備等
- (4) その他基本事項

(危険物施設防ぎよ計画)

第4 危険物施設の防ぎよ計画は、指定された危険物施設を前第2の危険区域防ぎよ計画に準ずるほか、次の要件を基本とし調査、作成する。

- (1) 危険物及び貯蔵の状況
- (2) 危険物の燃焼特性
- (3) 関係者等との協議
- (4) 危険区域及び付近への広報
- (5) その他必要事項

(放射性物質防ぎよ計画)

第5 放射性物質の防ぎよ計画は、施設の特異性から火災時の放射能の汚染等、消防隊員及び付近住民に及ぼす影響が極めて大きいので、次の要件を基本とし調査、作成する。

- (1) 貯蔵所、使用場所及び数量の把握

- (2) 管理者及び職員の所在場所
- (3) 危険場所の把握と危険区域の設定
- (4) 避難場所、避難誘導、防ぎょ方法並びに指揮位置の確立
- (5) 放射線取扱主任者の立会
- (6) その他基本事項

ア 基本原則

放射性物質の危険性は、外部から放射能を受ける場合と、空中に散布された放射性物質を呼吸その他により体内に吸入する場合の二つに大別される。したがって、火災防ぎょに当たっては、この二つの危険性を考慮して活動しなければならない。

イ 消防活動時における基本事項

(ア) 一般原則

消防活動は、現場指揮者の統制の下、消防隊員の被ばく、放射能汚染の防止及び施設内外への放射能汚染の拡大防止を図りながら活動する。

a 体外被ばくについて

体外被ばくを最小限に止めるため、「※放射線防護の3原則」を念頭とした行動をとる必要がある。

※ 放射線防護3原則

- ・ 時間：放射線被ばく量は、放射線の強さと被ばく時間により決定することから、時間管理を確実に行う。
- ・ 距離：放射線の強さは、距離の二乗に反比例することから、線源から距離をとる。
- ・ 遮蔽： γ 線及びX線、透過力が強いことから透過阻止能力の大きいコンクリート等重量のある（密度の高い）遮蔽物の活用を図る。

b 体内被ばくについて

飛散により煙や燃焼生成物に付着した放射性物質を吸わないこと。

傷口から体内への放射性物質の侵入を防止するため、放射線区域内では必ず空気呼吸器と放射能防護服を着用する。

c 汚染の防止

汚染した水、塵等が皮膚や着衣に付着しないよう放射能防護服（簡易型防護服を含む）を着用する。その他、放水時には排水系統を確認し、開口部の開放・破壊時には、施設関係者との協議に基づき汚染を最小限に止める必要がある。

d 活動統制について

被害の状況から、放射線危険区域を設定し、内部進入、検索・救助、注水等の全ての活動は、現場指揮本部長の強い統制下で実施する。

(イ) 実態把握

日頃の実態把握の善し悪しは、発災時の消防活動を大きく左右する結果となることから事前対策の充実に努める必要がある。

そのためには、火災予防査察や警防調査の機会をとらえて、把握した内容については、警防計画に反映させる必要がある。

把握すべき事項には、次のものがあげられる。

- ・ 放射線管理区域及び使用施設、貯蔵施設等施設区分
- ・ 核種、性状及び数量
- ・ 使用状況
- ・ 密封、非密封の区分
- ・ 測定器の保管場所、種類及び数量
- ・ 休日、夜間の連絡先の把握

ウ 最先到着時の措置（任務）

119番通報受信時に放射性物質関係施設からの通報が判明しない場合は、消防隊や救急隊が先着隊となることが予想される。この場合、活動隊員の危険意識が低い場合は、先着隊に多くの危険が直面することになる。

放射線は、無色、無臭であり人間の五感による検知が出来ないことから被ばくを受けても、その時点ではほとんど自覚症状もなく、重大な被ばくを受ける危険性が潜在するので細心の注意が必要である。

- (ア) 災害発生場所（放射性物質関係施設等）の確認
- (イ) 放射線物質の漏洩・拡散危険の有無の確認
- (ウ) 要救助者の有無の確認
- (エ) 放射線取扱主任者などの施設の状況に詳しい関係者の確保
- (オ) 後着隊に対する行動規制
- (カ) 施設側が行った措置と今後行える措置内容についての情報収集、把握

エ 消防活動要領

(ア) 情報収集

現場到着した消防隊は、放射線取扱主任者（その施設の関係者）又は事前調査等により作成した資料により、次の情報収集を行う。

- ・ 発災場所及び延焼状況
- ・ 使用、貯蔵状況
- ・ 被ばく（汚染）危険
- ・ 要救助者の状況
- ・ 放射線検出可能人員及び測定器等
- ・ 危険物品の状況
- ・ 消防用設備等の状況
- ・ 施設関係者の措置状況等の内容

(イ) 放射線の測定

放射線の測定・検出は、原則として施設関係者に実施させるものとする。

(ウ) 放射線危険区域の設定

放射線危険区域の設定は、必要以上の被ばくや汚染を防止するため消防隊の活動を制限する区域で、放射線が1 mS V/h以上検出された区域、放射性物質の飛散が予想され、又は煙・流水等で汚染される区域で、施設関係者が勧告する区域等に設定する。

(エ) 放射線危険区域内での消防活動

放射線危険区域内での消防活動は、消防隊員の被ばくと汚染防止を最優先に活動する。

a 原則として消防活動1回当たり 10mS V以下とし、防護服・呼吸保護具・ゴム手袋を完全装着し、交代要員を確保して危険区域内での活動時間の短縮を図る。

b 人命検索救助活動

(a) 危険区域内の人命検索救助活動を行う場合は、内部状況及び予想被ばく線量等活動上の危険性について事前確認し、放射線検出活動と併せ活動人員は2名以上で、かつ必要最小限度の人員で実施する。

(b) 放射線発生装置の場合は、関係者に電源を遮断させるなど安全を確保する。

(c) 危険区域から救助された否救助者は、汚染されているものと想定し、汚染検査所での検査と可能な汚染除去を行った後、救急活動の要否を判断する。

(d) 否救助者が使用した物は、全て汚染検査を行い施設関係者に管理させ処理する。

c 消火活動は、汚染の拡大を防止し、施設関係者との連携をとりながら実施する。

(a) 注水による汚染拡大危険がない場合は、積極的に水による消火を選択する。

(b) 隊員の被ばく防止上、注水のための接近が困難な場合は、隣接建物への延焼防止を主眼に消火活動を行う。

(c) 消火手段は、努めて施設にある消火設備を活用するとともに移動式消火装置や高発泡の活用について配慮する。

(d) 管理区域内での注水は、努めて施設関係者と協議し、放射性物質への直接注水を避け噴霧注水を原則とする。

(e) 消火水による汚染拡大を防止するため、注水は最小限とし、防水シート、土のう等による流失措置を行うとともに、排水系統を確認し施設専用の排水処理施設へ導く。

(f) 不燃性ガス固定消火設備を活用して消火する場合は、酸素欠乏による二次災害防止に配慮する。

(g) 残火処理は、必ず施設関係者の立会いを求めて短時間で行うとともに、特に危険区域では直接手を触れないようにする。

d 救急活動

救急隊は、放射線の被ばく又は放射性物質により汚染された負傷者及び疑いのあるもの以下「放射線汚染傷病者等」という。)の救護に当たっては関係機関との連携を図り、危険区域外に移動する。

救急活動は、放射線汚染傷病者等の被ばく又は汚染の程度を汚染検査結果から確認し、汚染の処理を終了した後に開始する。

e 付近住民に対する広報

火災現場における広報は関係機関と連携するとともに、広報内容を分担し、火災の特殊性を考慮して正確、かつ迅速に行う。

広報内容は、災害の概要、消防活動の状況、負傷者等の状況を重点とする。

オ 消防隊の安全管理

(ア) 汚染検査

汚染検査は危険区域内において活動した消防隊員、施設関係者並びに車両機械器具を行う。

a 汚染検査所

汚染検査は施設内の汚染検査室及び施設関係者を活用するものとし、汚染検査室を使用

できない場合は、施設関係者と協議し、危険区域外で汚染の拡大を防止できる場所に設置する。

b 汚染検査結果の処置

核種、汚染形態・状況、除染廃液や廃棄資器材の処理等については万全の配慮が必要であるため、除染は原則として施設関係者に依頼する。

汚染した消防装備は一箇所に集中管理し、必要により監視員を置くとともに、警戒ロープ、標識を掲出し、粉失及び移動等による二次汚染の防止に努め、施設関係者に一括引渡しをして処理を依頼する。

(イ) 被ばく時の処置

a 被ばく線量の把握

被ばく線量は、原則として危険区域内に進入したときに装着した被ばく線量積算測定器により把握する。危険区域内での被ばく線量は、各種線源の強さにより異なるが、検出に基づく線量と活動時間とによって把握する。

b 被ばく量の記録

被ばくした者については、行動時間、部署位置、行動経路及び行動概要等を記録する。

c 放射能汚染のおそれのある環境下で重傷を受けた隊員、相当量の被ばくを受けた隊員については、医師の監督のもと除染を含み、救命を主眼とした応急措置を受け、地域救急医療関係機関に搬送する。

d 切傷に汚染があった場合は、直ちに多量の水による除染を行う。

(林野火災防ぎょ計画)

第6 林野火災の防ぎょ計画は、次の要件を基本として作成する。

- (1) 部隊の出動区域及び出動順路
- (2) 防火線の設定及び防ぎょ方法
- (3) 携行する資機材、補給する食糧及び飲料水
- (4) 関係機関の連絡、応援部隊の要請及び誘導
- (5) その他基本事項

ア 基本原則

人命の安全を第一とし、地形、状況及び気象条件等から火勢と投入消防力を総合的に判断して、次に掲げる攻勢又は守勢防ぎょの方針を決定する。

- (ア) 火災初期で消防力が火勢を上回るときは、速やかに火点を包囲して一挙に鎮圧を図る。
- (イ) 火勢が消防力を上回り、かつ延焼方向の攻撃が危険であると予測されるときは、地形、地物を利用して挟撃戦術により両側面から攻撃を行い、火勢を抑制しながら延焼防止に当たる。
- (ウ) 火勢が激烈を極めている場合は、守勢防ぎょに徹し、攻撃に転ずる時機を狙う。一般に日の出、日の入りの前後は湿度が高まり、風等の影響を受ける場所では、風向、風速が変化し火勢が弱まるので、この時機を狙って防ぎょ力を最大限に投入する作戦を立てる。

イ 各級指揮者の留意事項

- (ア) 現場指揮本部に対して担当方面の延焼状況、消火作業の進捗状況等を適宜報告するとともに、隣接隊と密着な連携をとる。
- (イ) 自己担当面に応援隊を要請するときは、必要人員、装備、集結場所等を明示する。

- (ウ) 高圧線下においては、火流若しくは黒煙等により線間スパークを起し断線する恐れがあるので注意する。
- (エ) 火災の燃焼状況によっては、火災前線 200～300 メートル前方まで延焼危険帯と判断して事態の急変に備える。特に樹木が熱気流のため茶黄色に変わり、しおれて油脂分が表面に滲出する状況のときは、一挙に火勢が拡大する恐れがあるので警戒を厳重にし、一時待機や転進等を指示する。
- (オ) 延焼前面や斜面での防ぎょ活動は避けるのが望ましい。特に急斜面では、急炎上に備えて火点の上方へ進入させない。
- (カ) 少人数では、他隊より深く進入させない。
- (キ) 急斜面の場合は、地上可燃物の焼失により火点下方は落石等の危険が大きくなるので、隊員の安全に十分配慮する。
- (ク) 火勢の強い火頭に出るときは、原則として焼け跡から進入及び消火域を拡大しながら進入して火頭を制圧する。
- (ケ) 傾斜地の燃え下がり火災の場合は、火勢拡大に伴う上昇気流により延焼方向の急変のあることを考慮して行動する。
- (コ) 資機材の使用に当たっては、隊員の負傷に注意する。
- (ク) 急炎上をおこしやすい地域は、未焼部分に進入させない。特に、晴天の日中において南側の斜面に立ち入っての防ぎょ活動は避ける。

ウ 防ぎょ行動の基本

- (ア) 林野火災では、進入した隊員は視野が狭くなりやすく、事態の急変を知らないまま行動する恐れがある。したがって、各級指揮者は、隊員の安全を図るため隊員の展開状況及び延焼方向、火勢、周囲の状況等について常に把握することに努め、状況の変化に応じた的確な指示を出すようにしなければならない。

また、現場指揮本部においても各級指揮者と適宜連絡をとり情報を分析し、安全の為に必要な情報は速やかに伝達する必要がある。

(イ) 隊員の進入、展開

防ぎょ活動のための隊員の進入展開方法は、風向き、地形、林等の状況を総合的に判断した次の要領で行う。

- a 延焼方向の側面から進入展開して挟撃し、火勢を抑制する。
- b 焼け跡から進入展開して火頭を制圧する。
- c 等高線から進入し、延焼前面に防火線を設置する。
- d 延焼斜面の反対側から進入し、尾根、稜線に防火線を設定する。
- e 谷合い沿いに部隊を集結し、これを拠点として進入展開する。

エ 現場指揮本部の運営

火災の拡大状況に応じて現場指揮本部を設置し、消防機関の応援隊及び自衛隊災害派遣隊等が統一的指揮のもとに円滑な消防活動を実施できる体制をつくる。

現場指揮本部には、可能な限り消防通信、自衛隊通信及びその他関係機関の通信施設を集中して設置する。

(ア) 現場指揮本部の設置

現場指揮者は、付近一帯が見渡せる風上の高地で無線障害の少ない場所に現場指揮本部を設置し、現場指揮本部旗等を標示する。

(イ) 現場指揮本部の組織編成は、第 11 章第 2 節第 2 に定める現場指揮本部の組織によるものとし、その運用については、同第 3 に定める現場指揮本部の運用によるものとする。

オ 林野火災用地図の統一

林野火災防ぎょに使用する図面は、「林野火災用地地形図」（1/5,000 岩手県総務部総合防災室発行）に統一する。

カ 自衛隊ヘリコプターの要請時の留意事項

ヘリコプターの要請は、次の事項を明示して行う。

(ア) 離着陸場及び補給基地の設置場所、その周辺状況及び目標物

(イ) 災害派遣要請する市の連絡場所と連絡責任者氏名

(ウ) 林野火災防ぎょ資機材等の空輸

(エ) 空中用消火資機材の整備状況

キ ヘリ離着陸場及び補給基地は別表第 12 のとおりとする。

(車両火災防ぎょ計画)

第 7 トンネル等における自動車及び列車火災防ぎょ計画は、次の要件を基準として作成する。

(1) 人命救助及び避難誘導

(2) 付近建物延焼防止及び車両に対する防ぎょ方法

(3) 危険物及び重要物件に対する措置

(4) 高圧電気設備、高架線及びトンネル等の防ぎょ対策

(5) 関係機関との連絡体制

(6) その他必要な事項

(地震発生時防ぎょ計画)

第 8 地震発生時における火災防ぎょ計画は、次の事項を優先し、別に定める消防活動計画による。

(1) 避難所、避難路確保優先の原則

延焼火災が多発した場合は、人命の安全を優先とした避難所、避難路確保を防ぎょを行う。

(2) 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に防ぎょする。

(3) 消火可能地域優先の原則

同位出場区に同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して防ぎょする。

(4) 市街地火災防ぎょ優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の防ぎょを優先し、部隊を増強して一挙鎮圧に当たる。ただし、高層建築物で不特定多数を収容する対象物等から出火した場合は、特殊車両を活用し、人命救助に主眼をおいて火災防ぎょを行う。

(5) 重要対象物と一般市街地からの同時火災の場合は、人命救助を優先するが、要救助者が居ない場合で延焼のおそれがない場合は、重要対象物の防ぎょを優先に防ぎょする。

第 14 章 地震・風水害・豪雪等警防計画

(趣 旨)

この計画は、地震、風害、水害及豪雪、がけ崩れ等の災害に対処するため、遠野市災害対策本部又は遠野市災害警戒本部（以下「災对本部等」という。）と協力し、消防団及び関係機関と連携を図り、防災体制を確立するよう必要な事項について定める。

第 1 節 活動体制

(召集基準と召集範囲)

第 1 管内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を実施するため、消防長は、災害の規模及び災害の状況を勘案し、遠野市地域防災計画を準用し、次表に定める区分により職員は参集し、又は職員の召集を行い、必要により警防本部又は署隊本部を設置する。

| 区分 | 召 集 (参 集) 基 準 (配 備 基 準) | 召 集 (参 集) 範 囲 (配 備 職 員 の 範 囲) |
|--|--|---|
| 警 戒 配 備 | 1 遠野地区に気象警報又は洪水警報が発表され、消防長が必要と認める場合。 | 1 消防総務課員は参集する。 2 消防長、所属長が必要と認める人員を召集する。 |
| | 2 災害発生のおそれがあると認められる場合。 | 消防長、所属長が必要と認める人員を召集する。 |
| 1 号非 常配備 | 1 遠野地区に気象警報又は洪水警報が発表され、遠野市内に被害が発生すると見込まれる場合。 | 1 消防総務課員は参集する。 2 消防長、所属長が必要と認める人員(職員 1/2 以上)を召集する。 |
| | 2 大規模な災害が発生した場合、又は相当規模の災害発生のおそれがあると認められる場合で、消防長が 1 号非常配備体制を講ずる必要があると認める場合。 | 全職員を召集する。 |
| | 3 市内に震度 4 以上の地震が発生した場合。 | 全職員は参集する。 |
| 2 号非 常配備 | 大災害が発生した場合、又は消防本部全ての組織機能を講ずる必要があると認められる場合。 | 全職員を召集する。 |
| 消防長又は所属長が必要と認める場合。 | | 消防長又は所属長が必要と認める人員を召集する。 |
| ※ 夜間、休日等の勤務時間外において、警戒配備又は 1 号非常配備に係る配備職員に不足が生ずると認められる場合は、配備職員の範囲と異なる範囲において、職員召集することができる。 | | |

2 前表における活動組織は、第 2 章第 3 節第 4 に定める特別警防体制の組織編成によるものとし、消防長及び消防総務課長は、災对本部等と連携して部隊運用が円滑に行われるよう努める。

(警防体制の強化)

第 2 1 号非常配備以上において、全職員に対して召集発令を発した場合は、特別警防体制を図るものとする。

(災对本部等と警防本部等の関係)

第 3 遠野市災害対策本部等設置に係る消防活動は、次のとおりとする。

(1) 遠野市災害警戒本部が設置された場合は、警防本部又は署隊本部を設置し、通常警防体制又は特別警防体制において、災害警戒及び災害対策活動を行うものとする。この場合、消防長又は所属長の命によって、同様の活動を行うものとする。

(2) 遠野市災害対策本部が設置された場合は、警防本部を設置し、特別警防体制において、災害対策活動を行うものとする。

この場合、遠野市災害対策本部規程第6条に定める消防防災班の位置付けにより分掌事務を行うものであるが、あくまで警防本部として消防長又は所属長の命によって災害対策活動を行うものとする。

(職員の召集)

第4 召集方法は次によるものとする。

(1) 召集命令の伝達は、災害状況等を勘案し、電話、携帯メール、消防無線、遠野ケーブルテレビ、防災行政無線のうち、いずれかで行うものとする。

(2) 前号の召集方法が困難な場合、消防法施行規則第34条の消防信号によるものとする。

2 召集方法及び参集場所は、第9章に定める職員の参集、召集計画によるものとする。

第2節 出動

(出動計画)

第1 出動計画は、次によるものとする。

(1) 出動命令は、消防長又は所属長とする。

(2) 出動隊の編成は、第10章出動計画に基づき、所属長が決定するものとする。

第3節 資機材の配備

(資機材の配備等)

第1 水防に必要な資機材は遠野市地域防災計画に基づき、市において消防用資機材を備蓄しておくとともに、配備に要する車両、資機材の補充調達等については、協議して行う。

第4節 監視警戒

(監視警戒)

第1 河川の増水あるいは台風等の接近にともない、管内を通過する恐れがある場合は、堤防の損壊、かけ崩れ建築物などの被害が予想されるので、管内を警戒パトロールし、状況に応じて速やかに次の事項を報告する。

(1) 河川の水位状況

(2) 堤防、道路並びに橋梁の状況

(3) その他、災害危険上必要と認める事項

第15章 避難計画

(趣旨)

この計画は、災害が発生するおそれのある場合において、住民の生命、身体を保護し、人的災害の拡大を防ぐため、消防機関の行う避難業務について、必要な事項を定める。

第1節 勧告及び指示の基準

(勧告及び指示の基準)

第1 避難の勧告又は指示を行う基準は、次のとおりとする。

(1) 基準

| 種 別 | 発 令 基 準 |
|------|---|
| 避難準備 | ア 気象予報・警報が発表され、事前に避難準備をすることが適当であると判断される時。 イ 災害の発生を覚知し、諸般の状況から災害の拡大が予想され、事前に避難準備をすることが適当である時。 |
| 避難勧告 | ア 避難準備より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断される時。 イ 災害の発生を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断される時。 |
| 避難指示 | ア 避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められる時。 イ 災害の発生を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められる時。 |

(2) 災害が発生し又は発生する恐れのある場合において、緊急を要するときは、災害対策基本法第60条第1項及び第2項の市町村長の権限並びに水防法第22条に規定する水防管理者の権限に基づき、消防長又は消防署長若しくは消防団長が行使するものとする。

消防長又は消防署長若しくは消防団長が権限を行使したときは、直ちに市長に報告しなければならない。

- ア 避難勧告等の発令日時
- イ 避難勧告等を行った者の階級及び氏名
- ウ 避難勧告等の対象地域
- エ 避難勧告等の理由
- オ 避難先
- カ 避難者数

第2節 勧告及び指示の伝達方法

(勧告及び指示の伝達方法等)

第1 避難の勧告及び指示の伝達事項は次のとおりとする。

- (1) 消防車及び広報車による広報
- (2) 防災行政無線による広報
- (3) 直接消防職員の伝達による各戸ごとの周知
- (4) 遠野ケーブルテレビ音声告知端末装置

2 避難の勧告及び指示の伝達事項は次のとおりとする。

- (1) 避難勧告等の理由
- (2) 避難場所
- (3) 避難経路
- (4) 避難上の留意事項

- ア 住家の戸締り
- イ 家屋の補強と家財道具の整理
- ウ 携行品と服装等

第3節 避難場所の指定及び誘導方法

(避難場所の指定及び誘導方法等)

- 第1 避難場所の指定は、遠野市地域防災計画に定めるところによる。ただし、指定された避難場所が利用できない場合の代替場所に誘導するときの一時的避難場所の設置基準は次のとおりとする。
- (1) 火災の場合
 - 風上又は風横方向の空地
 - (2) 洪水等の場合
 - 河川及び沢等を経路としない高台の建物等
 - (3) 地震の場合
 - ア 崖崩れ及び地割れ等のおそれのない場所
 - イ 建物及びブロック塀、倒壊危険構造物及び落下物のない場所
- 2 避難誘導は、消防職員又は各地区内の消防団員が行う。
- 3 避難経路については、その地区の地形及び道路等の状況により誘導者が決定する。
- 4 避難誘導にあたっては、組をつくり、老人、子供、傷病者及び婦女子を優先的に行う。

第4節 避難場所の警戒

(避難場所の警戒)

- 第1 避難場所の警戒については、市と連携を図り避難場所の管理に当たるとともに、状況によっては、消防職員及び消防団員を配置し、遠野市災害対策本部又は消防署長に緊急連絡が取れるよう警戒に当たる。

第16章 救急救助計画

(趣 旨)

この計画は、通常災害又は非常災害時にあたり、生命、身体が危険な状態にある者に対して救急又は救助が迅速適切に行われるよう必要な事項を定める。

なお、集団救急救助事故発生時の救急救助活動要領については、この章に定めるほか別に定める。

第1節 出 動

(救急救助出動)

第1 救急救助出動基準

この基準は、第10章第1節に定める災害種別毎の出動基準を準用するものとする。

| 区 分 | 内 容 |
|------|--|
| 第1出動 | 平常時の勤務体制で防ぎよ活動できる災害をいう。 |
| 第2出動 | (1) 救急出動によってPA連携(応援含む)が必要なとき。 (2) 負傷者が2名以上で救急隊の増強が必要なとき。 (3) 救助隊の応援又は増強が必要なとき。 (4) 第2出動では災害終息が困難であり、部隊の増強が必要であると判断したとき。 |
| 第3出動 | (1) 負傷者多数で隊員の増強が必要なとき。 (2) 車両機械器具の増強が必要なとき。 (3) 第2出動では災害終息が困難であり、部隊の増強が必要であると判断したとき。 |
| 特命出動 | 消防長が特に必要と判断したとき。 |

2 消防署長は、大規模な救急、救助事故が発生した場合は、前項の規定にかかわらず必要とする隊を編成し、出場させることができる。

第2節 非常召集

(非常召集)

第1 救急救助活動の対象が大規模となった場合又は、そのおそれが見込まれる場合は、消防職員を召集し救急救助活動の体制強化を図る。

| 召 集 基 準 | | 召 集 範 囲 | |
|---------|-----------------|--------------|---------------|
| 区 分 | 状 況 | 消 防 本 部 | 消 防 署 |
| 1号召集 | 第2出動が指令されたとき。 | 消防長が必要と認める人員 | 消防署長が必要と認める人員 |
| 2号召集 | 第3出動が指令されたとき。 | 全職員 | 全職員 |
| 特命出動 | 消防長が特に必要と認める場合。 | 全職員 | 全職員 |

2 1号召集で消防署長が必要と認める人員には、第9章第2節第1に定める警防員の召集を含むものとする。

3 召集方法及び召集場所は、第9章「職員の参集、召集計画」に基づくものとする。

(警防体制の強化)

第2 2号召集以上において、消防長又は消防署長が必要と認めた場合は、特別警防体制を図るものとする。

第3節 通信統制

(通信統制)

第1 非常災害時においては、通信の混乱が予想されるので消防署長は必要に応じて通信指令室に対し、周波数の割当等による通信統制を要請する。

第4節 医療機関との連携

(協力体制等)

第1 災害又は事故等により傷病者が発生した場合は、円滑な救急救助活動を行うため、事前に医療機関と次のことについて緊密な協力体制を確保する。

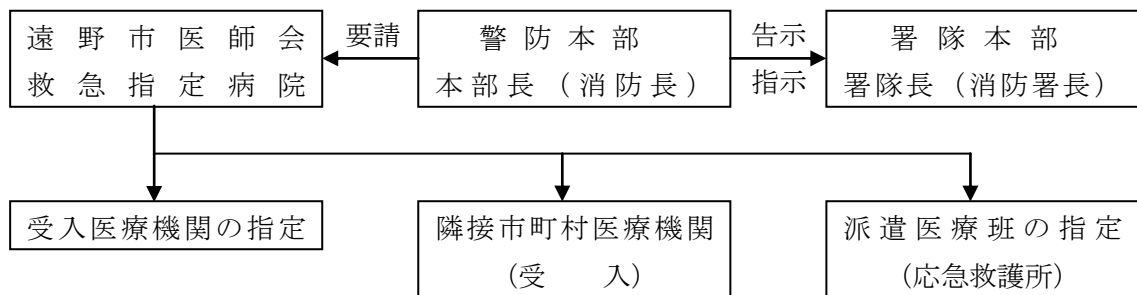
(1) 通常災害時

指令室員は、医療機関に対して負傷者の収容可否、宿日直医師の確認及びその他必要事項について確認する。

(2) 非常災害時

非常災害時には、多数傷病者が発生することが予想されるので、医療機関の負傷者受入体制に併せて、災害現場への医師及び医療班の派遣を要請する。

ア 医療機関との連絡系統



イ 要請

要請は、遠野市医師会を通じて行うものとし次のことを明確に連絡しなければならない。

- (ア) 災害事故発生場所
- (イ) 災害事故種別
- (ウ) 負傷者の概数と傷病程度
- (エ) 借上担架、車両数
- (オ) 救急救護所の設置場所
- (カ) その他必要事項

ウ 医療班の要請

消防長は、現場指揮本部の状況報告により、負傷者多数のため救急搬送のみでは対応し得な

いと判断される場合は、速やかに医師会に対して医療班の現場への要請を行い救急救助活動の円滑な推進を図る。

エ 応急救護所の設定

応急救護所は、負傷者多数のため負傷者を臨時に収容し救急医療を実施する。応急救護所の開設要件は、次による。

- (ア) 負傷者の搬送に便利であること。
- (イ) 救急医療を行うのに必要な広さを有していること。
- (ウ) 水道、電気、湯沸設備等の施設があること。
- (エ) 負傷者搬送車両を収容できる駐車場等の広場を有していること。

オ 運用事項

遠野市災害対策本部が設置された場合は、遠野市地域防災計画の救助計画による。

第5節 初動医療体制

(医療品等の調達)

第1 医療品等の調達は、遠野市地域防災計画（以下「市防災計画」という。）で定める各号のとおりとする。

(1) 医療品及び医療資器材の調達

負傷者多数の応急手当に必要な医療品及び医療資器材の確保は、市防災計画第3章第15節第3の5「医療品及び医療資器材の調達」によるものとする。

(2) 傷病者の搬送体制

傷病者の搬送を必要とする場合は、市防災計画第3章第15節第4に定める、負傷者の搬送体制によるものとする。

(3) 実施機関（責任者）

| 担 当 課 | 電 話 番 号 | 備 考 |
|------------|--------------|--------|
| 健康福祉部医療救護班 | 0198-62-5111 | 健康福祉の里 |

第6節 行方不明者等の搜索

(行方不明者等の搜索)

第1 行方不明者又は遺体の搜索を行う場合は、市防災計画第3章第21節に定める、行方不明者の搜索及び遺体の処理・埋葬計画に基づいて行うものとする。

第 17 章 消防応援計画

(趣 旨)

この計画は、消防組織法に基づき、消防応援について必要な事項を定める。

第 1 節 消防応援

(応援区分)

第 1 応援の区分は、次のとおりとする。

(1) 通常消防応援

本章における通常消防応援とは、消防組織法第 39 条に基づく、市町村消防相互応援をいう。

(2) 広域消防応援

本章における広域消防応援とは、消防組織法第 44 条、第 45 条に基づく、緊急消防援助隊の応援をいう。

第 2 節 通常消防応援

(応援出動)

第 1 この場合の応援出動は、隣接市町村消防からの応援要請又は、災害認知情報による応援要請を待たない出動によるものであるため、迅速な応援態勢を確立するものとする。

(部隊編成)

第 2 消防署長は応援に必要な車両を選択し、次のとおり派遣人員を決定する。

(1) 遠野消防署及び宮守出張所の隔日勤務当番者で編成する。

(2) 前号において欠員が生じる場合は、同隔日勤務者の日勤者又は非番者で派遣補充する。

(応援の決定等)

第 3 応援出動の決定は第 10 章第 2 節に基づき、次のとおり行うものとする。

(1) 応援協定に係る応援出動の決定は消防長が行うものとする。

ただし、消防長が不在の場合は消防総務課長が行うものとする。

(2) 覚書に係る応援出動の決定は消防署長が行うものとする。

ただし、消防署長が不在の場合は消防総務課長が行うものとする。

(警防体制の強化)

第 4 1 個中隊の応援派遣が見込まれる場合は、特別警防体制を図ることを原則とする。

2 第 4 の他、消防長又は消防署長が必要と認めた場合は、特別警防体制を図るものとする。

(支援体制)

第 5 消防総務課長は次の支援体制を所管する。

ア 応援隊の経費及び物資調達

イ 応援市町村等の連絡調整

ウ 情報収集と伝達(市町村及び報道関係)

2 保安施設課長は次の支援体制を所管する。

ア 応援隊との連絡調整

イ 交代要員及び物資輸送

ウ 情報収集と伝達(災害記録関係)

(応援派遣の運用)

第 6 応援派遣に係る運用については、消防署長が別に定めるものとする。

(事前計画)

第 7 保安施設課長は、応援協定に基づく事前計画を策定する。

第 3 節 広域消防応援

(応援出動)

第 1 この場合の応援出動は、「緊急消防援助隊遠野市消防本部応援実施計画」に基づき、次のとおり運用する。

(部隊編成)

第 2 応援要請により、消防長が必要と認めた場合は、次表のにより応援部隊を派遣するものとする。

| 登 録 派 遣 隊 | 登 録 車 両 |
|---------------------------|---------------------------|
| 消火隊 1 隊 5 名 隊長 消防司令補以上 | ポンプ 3 号車 (岩手 800 す 246) |
| 救急隊 1 隊 3 名 隊長 消防士長以上 | 高規格救急 1 号車 (岩手 830 ひ 119) |
| 後方支援隊 (未登録隊) 車両及び人員は適宜とする | |

2 消防署長は、次のとおり派遣人員を決定する。

(1) 遠野消防署及び宮守出張所の隔日勤務週休者で編成する。

(2) 前号において欠員が生じる場合は、遠野消防署及び宮守出張所の隔日勤務非番者で派遣補充する。

(3) 派遣隊は、発災日を基準におおむね 3 日間の連続派遣とし、以後の交替にあっても 3 日間の応援派遣を原則とする。

(応援の決定等)

第 3 応援出動の決定は第 10 章第 2 節に基づいて、消防長が行うものとする。ただし、消防長が不在の場合は消防総務課長が行うものとする。

(警防体制の強化)

第 4 応援派遣が見込まれる場合は、特別警防体制を図るものとする。

2 消防長は、必要により特別警防体制の規模を縮小できるものとする。

(支援体制)

第 5 第 2 節に定める通常消防応援の支援体制に同様とする。

(応援派遣の運用)

第 6 応援派遣に係る運用については、消防署長が別に定めるものとする。

(事前計画)

第 7 保安施設課長は、応援協定に基づく事前計画を策定する。

第 18 章 遠野市緊急消防援助隊受援計画

(趣 旨)

この計画は、緊急消防援助隊運用要綱(平成 16 年 3 月 26 日付け消防震第 19 号。)第 21 条に基づき、遠野市が緊急消防援助隊の応援を受ける場合に円滑な消防活動を実施するための受入態勢について、別に定める「遠野市緊急消防援助隊受援計画」によるものとする。